

第三十八回 参議院大蔵委員会會議録第十五号

(二二)

昭和三十六年三月二十七日(月曜日)

午前十一時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
成瀬 暢治君
天田 勝正君
天坊 裕彦君

委員

大谷 實雄君
梶原 茂嘉君
林屋 亀次郎君
堀 末治君
前田 佳都男君
山本 米治君
大矢 正君
清澤 俊英君
野溝 勝君
原島 宏治君
須藤 五郎君
八木 一男君
小金 義照君

衆議院議員

國務大臣

郵政大臣 田中 茂穂君
大蔵政務次官 上林 英男君
大蔵省主計 村山 達雄君
局法規課長 中道 峰夫君
大蔵省主税局長 大塚 茂君
運輸省港務局長 中道 峰夫君
郵政省貯金局長 大塚 茂君
事務局側 大塚 茂君

常任委員 木村常次郎君
会専門員 大塚 茂君

説明員

大蔵省主計 宮崎 仁君
局主計官 大蔵省理 吉田 信邦君
財局次長 日本輸出 舟山 正吉君
銀行副總裁 日本輸出 酒井 俊彦君
銀行理事 銀行理事 酒井 俊彦君

参考人

本日国会に付した案件
○一般国民年金税法(衆議院送付、予備審査)
○労働者年金税法(衆議院送付、予備審査)
○国民年金特別会計法案(衆議院送付、予備審査)
○国民年金特別会計法案(内閣送付、予備審査)
○国民年金特別会計法案(内閣送付、予備審査)
○大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)
○税理士法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○港務整備特別会計法案(内閣送付、予備審査)
○資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員会を開きます。

衆議院から提出されております一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案の三法案並びに、国民年金特別会計法案、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案、税理士法の一部を改正する法律案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取することにいたします。

八木衆議院議員。

○衆議院議員(八木一男君) 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題に相なりましたわが党提出の一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案の三法案を一括して、提案の趣旨理由並びにその内容の大概を御説明申し上げるものであります。

本三法案は、本三法案が、大蔵委員会に付託されると同時に、社会労働委員会に付託になりましたわが党提出の国民年金法案、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整に関する法律案、国民年金の積立金の運用に関する法律案の三法案と一体をなすものでございまして、御説明中右の内容にも及びますことをあらかじめ御了承いただきたく存じます。

申し述べますまでもなく、現在の国民年金法は、昭和三十四年、第三十一国会において成立し、同年十一月一日施行、昨年三月三日より、その無提出部分、すなわち福祉年金の支給が開始され、本年四月一日よりその提出年金の部分の保険料徴収が予定されております。

す。そのうち福祉年金につきましては、きわめて不十分であり、給付要件等に相当不合理な点もありませんけれども、ともにもかくとも、今まで年金制度に係のなかつた老人、母子家庭、障害者に年金が支給され、これらの人達の生活をもっとも明るいものにしたいことは一つの大きな前進といふべきであります。このことは国民の要望にこたえ、自民党内閣よりも先に何回も国民年金法案を提出して無提出年金制度発足の原動力となつたわが日本社会党の喜びとするところであります。われわれはさらにこの制度を急速に飛躍的に改善すべきものと考えて次第であります。これに反して、提出年金制度に關して、現行法ははなはだしく不十分であるばかりでなく、その組み立てはきわめて不合理であり社会保障の名にそぐふものであります。ゆえに、わが党は審議当時これを強く指摘し、その意味をもつて政府案に反対したのであります。この提出年金の保険料徴収の時期が近づくに従つて、国民各層から強烈な批判が燃え上がり、提出年金制の抜本的改正、その改正の実現までの提出制実施延期等の声ははるかにして全国に高まるに至つたことは、各位の御承知の通りであります。

この世論にうづはいた政府は、幾ばくの改正意図を発表いたしておりますが、その内容は改正を要する本質的な点には全然触れておらず、死亡一時金等給付金額増加も、総体から見ますれば九牛の一毛にしかならない僅少なものであります。ために、政府の行なわんとする提出年金制に対する批判の声はますます高まり、厚生省の高圧的なやり方をもつてする必死の努力にかかわらず、その登録は本年二月十五日現在全国で七三%、特に東京、大阪等の六大都市においてはわずかに平均三〇%前後の状態であります。

元来、国民の大きな期待と完全な理解のもとに、その協力を得て発足すべき国民年金制度において、このような状態の発生したことは、全く現行提出年金の重大な欠陥によるものであります。それを根本的に是正するため、わが党は本国民年金関係の六法案を提出したわけであります。

従つて、提出の具体的な理由を御説明申し上げるためには、現行法、特に提出年金制の欠点を指摘することが最も必要と存じますので、以下要約して申し述べてみたいと存じます。

まず第一に、現行提出年金制の最大の欠点は、その組み立てが社会保険主義で貫かれ、社会保障の精神と全く相反する点があることとあります。その一は、定額保険料主義でありまして、このために、保険料は年金に割高に相なります。その二は、年金支給額が提出期間比例制によつていくこととあります。このような制度では、割高な保険料を納入することの困難、すなわち年金をより必要とする国民大衆は、きわめてわずかしかな年金の支給を受けられないことに相なります。その三は、老齢年金受給資格がきわ

めてきびしいこととあります。通常の場合、二十五年間免除適用を受けた人でも、十年間の保険料実納額がなければ年金を支給されないことになっており、これでは、年金保険料納入が最も困難な、そして年金を最も必要とする人に、年金が支給されないことに相なります。その四は、受給資格に達しない人々に対する保険料返還制度、今回の政府改正案では、特別年金という期限付減額年金制度となっておりますが、いずれにしても、それらの制度の要件は最もきびしく、大部分の人がその適用を受けられないこととあります。保険料納入期間と免除期間の合計年数が三十年に満たない人の保険料は、この制度の適用がなく、かけ捨てになることとあります。政府は、かけ捨て反対の世論にびくびくして、死亡時のかけ捨てには、死亡一時金という一時しのぎの制度を作ることによって、批判を避けようとしておりますが、最も苛酷な生存時のかけ捨てについては、本質的な対処をしようとしておられないわけでありまして、この点まさに社会保障の名において生活困難な大衆から収奪をするものであります。その五は、現行法の免除制度が、対象者にとって実効がほとんどないこととあります。政府は、国民の批判に対して免除制度をかくれみのに使用しておりますが、この免除は実に無意味なものであります。元来、免除を考えた場合、免除が保険料実納額と同じ効果をもちますが、現行法の免除はそうではなく、保険料を実際に納入した場合のように老齢年金額を増大する要因にはならないのでありまして、従って、免除を受けましても、

保険料強制徴収を受けないというだけのこととあり、貧困な国民大衆がその部分だけ年金制度から締め出されるということになるだけとあります。さらにひどいことは、この免除期間には、国庫支出がされないこととあります。具体的に考えてみますれば、六十五才、月三千五百円の場合、そのうちの三分の一、すなわち月千六百六十六円六の原資は、一般会計から国庫負担として出るわけでありまして、保険料実納可能な中間層以上の人は、この国庫負担を自分のものとするのができますが、最もこれを必要とする人々には、国庫支出分も支給されないという結果になります。社会保障の一つの大きな柱である年金に対する国庫支出は、所得再分配という性質を持つべきものであります。この場合それとは全く逆な作用をするわけであり、金持ちの土持ちに用いられることに相なっているものであります。

以上五点を要約して考えれば、現行拠出年金制は、なき淺沼委員長が言われる前まで国民に訴えられたように、保険制度として組み立てられていないのであって、社会保障では断じてないのであります。社会保障なら、その給付を必要とする人に必ずその必要の度合いに対応する給付がなされなければなりません。保険料納入困難な、すなわち年金が特に必要な人の年金が減り、支給がなくなるのでは、社会保障ではないのであります。それらの人が、年金の支給を受けたがために苦勞して納めた貴重な保険料が、わずかのところで息が切れて、要件に達しないばかりに、政府に没収されたり、大切な国庫支出が所得再分配の逆になつたりする欠点は収奪であり、金持ちの土持ち政策であつて、断じて許すことのできないものであります。このように、組み立てが全く不合理である点が、現行拠出年金制度の最大の欠点であり、現行拠出年金制度の最大の欠点であり、それが、それ以外にも大きな欠点がある点にすぎないものであります。

第二に、指摘しなければならぬことは、年金額があまりにも僅少であることとあります。三千五百円というのには、現行制度立案当時の生活保護基準一人分を大体の基準とし、わが国の経済成長をきわめて過小に、すなわち年率二%と見、さらに大事をとつて、年金額は、一・五%ずつ増大すべきものとして計算して、四十年後に三千五百円という金額を設定したわけであり、その金額実施をさらに五年延ばされて、国民が四十年間保険料を納めて、四十五年後に現在の生活保護を受けている人々と同じような意味の生活がやつと保障されるというのであります。これは明らかであります。経済成長九%を豪語する池田内閣としては、後日年金額を改訂するといふような逃げ言葉は許されないのであつて、この目標年金額は、ただいま直ちに改訂されなければならぬと信ずるものであります。

第三の点は、老齢年金開始時期のおそ過ぎることとあります。六十五才という開始年齢では、生活が困難で苦勞した人の場合、残念ながら早く年をとち、長生きをする人が比較的少ないこととから見て、適切ではありません。もちろん、そのような状態は急速に是正されなければなりません。そのころには各産業ともオートメーション化が進んで、年配の人はある程度で生産点を若い人に譲つてもらわなくてはならないし、従つて、六十才くらいからは、完全な老齢保障が必要な時代が来るわけであり、これらの両面からして、六十五才開始は断じて不適であり、六十才開始にすべきであります。

第四は、貨幣価値変動に対する処置、すなわちスライド規定があまりない点であります。戦後のインフレの苦い経験を持つ国民は、現行法のようなあいまいなスライド規定では、安心して拠出年金制に協力できないのはむしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、寡婦年金等の年金の内容のきわめて貧弱なこと、その適用要件が過酷きわまることとあります。死亡時のかけ捨てに対して政府が死亡一時金制度を作ろうとするのは、ないよりはましであります。元来死亡時かけ捨て論は、現行法の遺族年金の不完全、不十分なことから来た議論であり、遺族関係の年金について根本的に改正をしないとどこに大きな怠慢があります。

第六は、通算制であります。政府は、今回通算年金通則法、通算年金制度を創設するため、関係法律の一部を改正する法律案を提出してこの問題を解決しようとしたしております。この改正点は、自民党政府としては比較的勢力したところが認められますが、完全なものとは断じて言い得ないのであります。

第七は、積立金運用の問題であります。社会保障制度審議会、国民年金審議会の答申を無視し、特別勘定を作ろうとし、厚生年金の新しい積立金も合わせて二五%は還元するといふ宣伝をしながら、福祉資金に直接に用いられるものはそれよりはるかに少なく、被保険者団体に還元されるものは話にならないほどの少額であります。これに反して、資金の大部分は依然として大資本に特に軍需に關係ある産業に融資されているのであります。このような政府の態度は全く國民を愚弄したものと云わなくてはなりません。

現行拠出制には、以上のように枚挙にいとまがないほどの欠点があり、政府の数点の改正点も、その本質的な欠点を補い得るものではありません。これに対して、わが日本社会党の国民年金六法は、以上現行法拠出制の欠点を一切解決し、全國民に期待をもつて迎えられる内容を持つものであり、無拠出年金においても、現行法の欠点をなくし、その給付を飛躍的に増大する内容を持つものであることを正しく御理解いただきたいのであります。

以下、わが党六法案の内容について申し述べさせていただきますが、詳しく申し述べますと数時間を要しますので、その要旨のみを抽出して、できる限り簡潔に御説明を申し述べたいと存じます。

本案の内容は、大別して特別國民年金と普通國民年金の二つの部分で構成されております。特別國民年金はいわゆる無拠出年金であり、現行法の福祉年金に相当し、普通國民年金はいわゆる拠出年金であります。労働者の年金制度を含んでおりますが、現行法との大きな相違であります。

まず最初に、特別國民年金の方から御説明申し上げます。これは、さらに養老年金、母子年金、身体障害者年金の三制度に分かれており、おのおの現

行法の老齢、母子、障害の三種年金制度に付したものであります。養老年金は、本人の年取十三万円以下の老人に支給されるものでありまして、六十才から年一十二万円、六十五才から年一十四万円、七十才から年一十六万円を支給することを基本としております。ただし、七十才未満の老人には、年取三十六万未満の家庭の場合に、七十才以上の老人の場合は年取五十万円未満の家庭の場合に支給することとし、そのうち、世帯収入の少ない方に基本額を、多い方にその半額を支給いたすことに相なっております。基本額で現行法と比較いたしてみますと、六十才現在で現行法では支給額ゼロであるのに対して、本法案では通計十八万となるわけでありまして、七十二才現在の比較では、現行法三万六千円、本法案二十八万八千円と、大きな開きがあることを御理解いただきたく存じます。母子年金は、年取十二万円未満の母子世帯に年三万六千円、多子加算は、一人当たり年七千二百円とし、年取十八万円未満の世帯には、それぞれその半額を支給することにいたしました。また、もちろん準母子家庭、生別母子家庭にも支給いたすわけでありまして、

現行法と本法との違いは、まず、現行法に対し、本法案が年金額及び加算額が三倍であること、第二に、現行法では、子供が十六才を越えれば適用要件がないことになっておりますが、本法案では二十才に達するまでは要件たり得ること、並びに、現行法では所得制限が約十三万円であるのに対し、本法案では十八万円と、その制限が緩和されていることでありまして、わが党

案の内容が心あたったかものであることを御理解いただけたと存じます。身体障害年金は年取十二万円未満の身体障害者に対し、一級の場合は年四万八千円、二級の場合は年三万六千円、三級の場合は年二万四千円、配偶者並びに子女に關して支給加算は、等級にかかわらず、家族一名につき年七千二百円ずつ支給することに相なっており、年取十八万円未満の障害者には、それぞれその半額を支給することに相なっております。現行法は、障害者に最も冷酷であり、二、三級障害には支給せず、内科障害の場合は一級でも適用しない、家族加算がない、所得制限がきつ過ぎる、等々の欠点を持つておりますが、これらの欠点をすべて本法案で解消しようとするものでありまして、支給金額より見て大きな違いがあらわれます。すなわち、一級障害、家族三人の場合、現行法では年一萬八千円、本法案では年六萬九千六百円に相なるわけでありまして、その間に大きな差があらますことを御理解いただきたいと存じます。

以上で、特別国民年金の御説明を終わり、次に、普通国民年金、すなわち拠出年金について申し上げます。この制度は、一般国民年金と労働者年金に大別され、それぞれ老齢年金、障害年金、遺族年金の給付があります。主として、老齢年金給付につき御説明申し上げます。この制度は、すべての自営業者無職者に適用されるものであり、言いかえれば、労働者本人以外の全国民が対象となるものでありまして、その対象者は現行国民年金法の対象者と大体において見合ふのであります。年金額は全部一律で、制度が完成した場合は六十才から年八万四千円でありまして、この六十才開始、年八万四千円は、現行法の六十才開始、年最高四万二千円と、金額から見ても大きな開きがあるものでありまして、かりに、六十才現在で比較すると、現行法ゼロ、本法案通計四十二万円であり、六十才現在では、現行法最高十二万六千円、本法案一律六十七万二千円と、数十万円の差があることを明らかにいたしておきたいと存じます。六十才開始を基本といたしてございしますが、この場合、もし本人が六十才より早く、また、おそれから支給を受けたいと希望する場合は、五十五才から六十五才までの間に、希望の年からのそれぞれ減額あるいは増額した年金を支給出来ることにいたしてあります。国は、この八万四千円の年金給付の五割を一般財源より負担し、支払いの年に特別会計に払い込みます。また、別に、特別会計で積み立てておくため、対象者の属する世帯より一般国民年金税を徴収いたします。拠出期間は二十才から五十四才までの三十五年間、税額は大体一名平均月百六十六円に相なる計算であります。国民健康保険税の場合と似た方法で、均等割五、所得割三、資産割二、という割合で徴収することになっておりますので、収入資産の少ない人は、さりとて、収入資産の少ない人は、さりとて、納入困難あるいは不可能の人については、減額あるいは免除をすることにいたしてあります。免除は、五人家族の場合において、月取一万七千円、すなわち、年取二十万四千円以下の場合適用することに相なっております。現行

法で政府が考えておりますものよりは、はるかに範囲が広いのであります。減額の範囲は、五人家族の場合、月取二万二千円、年取二十六万四千円以下の場合であり、これまた相当多数の該当者が見込まれております。特に申し上げておかねばならぬことは、何回減額を受けた人でも、極端な場合は、全期間免除適用を受け、一円も年金税を納めない人でも、六十才になれば他の人と同じ金額の年金が無条件で支給されるということでありまして、このように、所得比例の年金税、完全な減免制度によつて、現在のよりな拠出年金制度に対する疑念批判反対の根拠の主要な部分が解消されるものと信ずるのであります。

障害年金の場合は、一級年八万四千円、二級年六万三千円、三級年四万二千円が基本額でありまして、現行法よりはるかに多額でありますとともに、現行法と違って、内科障害にも支給するわけであり、現行法のように給付を受けるには三年以上、保険料納入後の原因によるものでなければならぬというような苛酷な要件は一切ないことを明らかにいたしておきます。

遺族年金は、老齢年金の半額、すなわち、基本額は四万二千円、子供一名につき一万四千四百円の加算をつけることに相なっております。現行法の母子年金よりはるかに多いのであります。また、現行法では、遺児年金は母子年金より年金額がはるかに少なく、寡婦年金は適用要件がはなはだしく苛酷であります。本法案ではそれらの遺族がみな母子と同様の給付を受けるわけであり、さらに、男性の遺族に

も支給の道を開いているわけでありまして、

以上一般国民年金全般についてさらに申し上げておきたいことは、年金額に課税がないこと、並びに年金額が、消費者物価または生計費のいずれか一方の二〇％以上の変動の際に、それに応じて必ず改訂されることでありまして、現行法第四条の規定が、はなはだしくあいまいであります。本法案のごとく、はっきりと規定してこそ、国民は信頼して拠出年金制度に協力してくれるであろうと確信するものであります。

次に、労働者年金について申し上げます。本制度は、あらゆる職種の労働者本人に適用されるものであつて、五人未満の事業所の労働者、日雇労働者、山林労働者等にも適用されます。

老齢年金は、六十才から支給されるものが原則であります。炭鉱労働者、船員、機関車労働者等は、五十五才開始としたしております。これは現行厚生年金保険と同様であります。老齢年金額は、制度が完成された場合、一般国民年金と同額の八万四千円を基本額として、それに標準報酬額に比例した金額が付加されます。その金額は、現在の賃金水準では平均年六万三千円になる計算でありまして、合計平均年十四万七千円に相なります。従つて、将来賃金水準が上がった場合には、この平均額が上昇いたします。

労働者年金税法案に規定されている労働者年金税は、もちろん標準報酬の高低に従つて定められております。一般国民年金の場合より年金額が多いのでありますから、年金税はある程度高くなりますが、この場合、使用者が半分

以上負担することに相なっておりますので、労働者負担はあまり重くなく、平均して月二百円程度であります。低賃金労働者の負担は、標準報酬が少ないため、右の平均よりはるかに少額に相なることは当然であります。国庫負担については、実質上、一般国民年金と同額程度が確保されるようになっており、その他、拠出期間、繰り上げ減額年金、繰り下げ増額年金制度非課税及びスライド、免除、また障害、遺族給付については、一般国民年金と同様の内容、あるいは仕組みに相なっております。

そのほか、特に申し上げておかななくてはならないことは、通算について、完全な方法が取られることであります。本国民年金法内の両制度間は、もちろん既存の年金との通算の場合も、途中の職業転換、制度転換によって、一切損をしない仕組みになっていて、これを明らかにいたしておきます。

以上、一般国民労働者、両年金制度について申し上げましたが、そのおのおの年金税は、減免に対する国庫補助を分を加えて、厚生大臣の管理する国民年金特別会計において、積み立てることに相なっております。この積立金は、当然受給資格者のものであるとの観点に切り切つて、その運用の方法を定めてあります。すなわち、積立金のうち相当部分を福祉施設建設等のため、運用することとし、その中で、需給資格者の団体に対して貸し付ける道を大きく開くことにいたしてあります。残部は、全部の予定利率六分を維持するために、資金運用部に七分で貸し付けることにいたしてあります。資金運用部のこの資金の運用につ

いても、国民の福祉に役立つ方面に用いべき旨の規制を加えることにいたしてあるわけでありまして、軍需産業資金に用いられるようなことは断じていたさえないわけでありまして、実際の運用については、国民年金積立金運用審議会において審議決定した方向に従い、厚生大臣が行なうことにいたしてあります。この審議会の構成は、一般国民年金、労働者年金の受給資格者の代表、おのおの五名、学識経験者五名、官庁代表三名という使用主代表を加えない画期的な構成にいたしてあります。

以上が、本国民年金制度の内容の大概であります。本法の施行期日は、昭和三十六年四月一日、年金の支払い開始及び年金税の徴収開始は同年十月一日からであります。

国民年金法施行に要する一般会計よりの経費は、平年計算にいたしまして、その第一年度約二千二百二十四億円であり、その内訳は、養老年金約一千三百三十億円、母子年金約三百十六億円、身体障害者年金約四十五億円、国民年金税減免の補てん分約二百十億円、普通国民年金の障害並びに遺族年金給付に要する国庫補助金、労働者年金の使用主としての国庫負担分等約百十億円、年金支払に要する事務費、約六億円、労働者、一般国民、両年金税法施行に要する経費それぞれ十五億、八十七億、小計約百二十億円であります。

以上の国庫支出の大部分が賦課方式でありますので、自後、逐年増進をいたします。本年金制度、完成時すなわち、四十年後には約九千億円に達し、それ以上は、大体増加を停止し平準化されます。

以上のごとく、国庫支出は相当の程度に達しますが、その最初の金額は、最近の財政状態から見て、政府が社会保障をほんとうに推進しようとするならば、直ちに実現可能であり、後の支出増も財政上はいささかの心配のない程度であります。と申しますのは、各位の御理解のごとく、わが国の経済が逐年拡大、国家財政もまたそれに従つて拡大するからであります。ただいま、各党とも、経済拡大に自信をもつて、おのおのその成長率を発表しておるわけでありまして、かりに故意に各党の態度よりはるかに控え目に、明治以降のわが国経済成長率四％で考へてみましよう。この率でわが国の経済が拡大すれば、四十年後には、約五倍に相なりまして、同じ率以上で財政が拡大し得ることは当然であります。が、これも大事をとつて同率と見て、約十兆の財政のワグが考えられるわけであり、相当の減税でワグがそれより縮まったとしても、九千億ぐらいの程度の国庫支出は容易なことであり、それが全国民に對するものである限り、その支出は国民に理解賛成されるものであると信ずる次第であります。

以上、大体の御説明でございまして、賢明なる同僚各位には、この国民年金関係六法案が、国民から批判を受けている現行法の欠点のすべてを解決し得る内容を持ち、憲法第二十五条の精神をほんとうに実現することのできる社会保障に徹した案であることを、しかも直ちに実現容易な案であることを、御理解いただけたと信ずるものであります。それとともに、このような案であつてこそ、所得保障という本来の大切な目的を果たすとともに、他の重要な面に非常な好影響を与えるものであることを御理解いただけたと存じます。すなわち、本制度を通じての所得再分配によつて、国民生活の不均衡が相当程度は正され、これによつて継続的な有効需要が確保されることによつて、諸産業の振興安定に資するところ大なるものがございまして、このことは、雇用の増大と安定を招来するものであります。さらに、完全な所得保障によつて不完全就労を減少し、労働力率が低下するという好ましい効果の面も加へまして、完全雇用への道を進めるものであります。さらに、十分な年金制度は、雇用労働力の新陳代謝を促進し、鉱工業生産力を増大せしめるとともに、農業、中小商工業の経営権を若き世代に移すことによつて、その近代化、協同化への原動力と相なるわけでありまして、以上の諸点をあわせ、御理解をいただきたいと存じます。

以上きわめて簡単でございましたが、社会党国民年金六法案に関する全般的な点の大概を御説明申し上げたわけでありまして、これより三法案の内容の大概について御説明申し上げます。

まず、一般国民年金税法より申し上げます。この法案は国民年金法案第四十条第四項の規定に基づきまして、一般国民年金税の賦課徴収その他一般国民年金税に関する事項を定める法律案であります。

世帯主より、世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者につき均等割額、所得割額、資産割額の合計額により課するものでありまして、均等割額は一般国民年金の受給資格者一人につき年一千円でありまして、所得割額は世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者の前年の合計所得金額の合計額を課税標準とし、それに百分の〇・二八を乗じて算定いたします。世帯主が労働者である場合、その状態に見合うべき程度の控除をいたすことにいたしてあります。

資産割額は、世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者が所有する固定資産（これは居住用の財産を除きます）の固定資産課税台帳に登録されたものの合計額に百分の〇・二四を乗じた金額であります。この場合世帯主が労働者である場合はその状態に見合う程度の控除をいたします。

右は普通の場合であります。が、徴収不能または困難な世帯では、減免、すなわち税額控除あるいは非課税いたしますことは前に述べた通りであります。前年の世帯の所得合計から二万四千円を控除した金額を世帯員数で除した金額、三万六千円をこえ四万八千円以下の場合第十一條の税額控除が適用され、その控除率は百分の十から始まり、九段階に分かれ、一番多いところは百分の九十に達します。

右の金額が三万六千円以下、あるいは生活保護法適用家庭は非課税に相なります。納期は毎年六月から翌年三月まで毎年十分の一ずつ徴収することに相なつており、農家の場合は、政令の定めるところにより、申請により七月末、十一月末に、二回に分けて納入す

ます第一に、一般国民年金税は毎年

ることができるよういたしてござい
す。

民主的構成による中央国民年金審
査会、地方国民年金審査会を置き、不服
の際に審査を受けることができるよう
いたしてございす。事務は、市町村
長がつかさどることになっており、国
税局長がこれの監督をすることに相
なっております。その他税法上必要な
ことすべてにつき細目の規定をいたし
てございす。

本法案の施行期日は昭和三十六年十
月一日、本法案施行に要する費用は前
に申し述べました通りであり、税収入
額は初年度百六十二億円、平年度約三
百二十三億とございす。

以上で、一般国民年金税法案の御説
明を終わります。次に、労働者年金税法案
について申し上げます。

この法案は、国民年金法第四十六
条第四項の規定に従いまして、労働者
年金税の課税標準、税率、その他労働
者年金税に関する事項を定める法律案
であります。

まず第一に、労働者年金税の課税標
準は、事業主の使用する事業所ごとの
労働者年金の受給資格にかかるその月
の標準報酬の金額の合計額といたして
ございす。標準報酬については、国
民年金法第四十九条において、第一
級三千円より第三級七万二千円まで
三十等級に分けてございす。

次に、労働者年金税の税率は百分の
二・七であります。ただし、生活保護
法の適用を受ける労働者が、国民年金
法第四十六条第五項ただし書きの規定
により同項本文に規定する労働者負担
をしない場合は、納税義務者である事
業主はその分だけ税額の控除を受けら
れることに相なっております。この勞
働者年金税は、毎月納入されるべく規
定されております。不服ある者が、地
方国民年金審査会、中央国民年金税
審査会の審査を受けることができます
ことは、一般国民年金税法の場合と同
様であります。事務については、税
務署が直接当たり、市町村長に委託は
いたしません。その他税法上必要なこ
とのすべてにつき細目の規定をいたし
てございす。

本法案の施行期日は、昭和三十六年
十月一日、本法案施行に要する費用は前
に申し述べました通りであり、税収入
額は初年度約六百三十七億円、平年計
算にして第一年度約一千二百七十四億
円であります。

以上で、労働者年金税法案の御説明
を終わります。次に、国民年金特別会計法案
について申し上げます。

この法案は、国民年金法による一般
国民年金事業及び労働者年金事業に関
する政府の経理を明確にするため国民
年金特別会計を設置し、一般会計と区
別して経理する目的を持ったものであ
ります。この会計は一般国民年金勘
定、労働者年金勘定の二つに区分さ
れ、それぞれの勘定においては、一般
国民年金税あるいは労働者年金税、一般
国民年金法第四十九条において、第一
級三千円より第三級七万二千円まで
もつてその歳入とし、一般国民年金あ
るいは労働者年金の給付金、借入れ
の償還金及び利子、一時借入金金の利子、
業務取扱費並びに、付属諸費をもつて
歳出とすることに相なっております。こ
の会計は厚生大臣が法令に従って管
理するものであり、厚生大臣は毎会計
年度歳出入予算計画書、歳出入決

定計画書を大蔵大臣に送付しなければ
ならないことといたしてございす。

内閣は毎会計年度、この会計の予算、
決算を作成し、一般会計の予算決算と
ともに国会に提出しなければならぬ
ことにいたしてございす。

その他、余給金の預託、借入金等
について規定をいたしてございす。

厚生年金保険、船員保険中年金部
分、農林漁業団体、職員共済組合等
は、労働者年金に即時統合されること
に相なっておりますので、従って以上
の制度の積立金等の権利義務は、本特
別会計に承継されるべき旨を定めてい
るわけでございす。

本法案は昭和三十六年十月一日から
施行され、昭和三十六年度予算から適
用されることに相なっております。

以上で、国民年金特別会計法案の御
説明を終わります。

これで日本社会党の国民年金制度に
関する考え方とそれを実施するための
具体的な法律案としての三法案の御説
明を申し上げたわけでございす。
何とぞ三法案を建設的に十分に御審
議賜わり、一日も早く御可決あらんこ
とを切に御要望申し上げて、御説明を終
る次第でございす。

○政府委員(田中茂穂君) ただいま議
題となりました国民年金特別会計法案
外二法律案につきまして、提案の理由
と概要を御説明申し上げます。

まず、国民年金特別会計法案につい
て申し上げます。

老齢、廃疾または死亡によって国民
生活の安定がそこなわれることを国民
の共同連帯によって防止し、もつて、
健全な国民生活の維持及び向上に寄与
することを目的とする国民年金制度に

つきましては、第三十一回国会におい
て成立した国民年金法により創設さ
れ、すでに発足いたしております。そ
のうちのいわゆる経過の福祉年金につ
きましては、昭和三十四年十一月一日
からその給付が行なわれており、さら
に、いわゆる拠出制年金につきまして
は、本年四月一日からその保険料の徴
収が開始されることとなっております。
これは、御承知の通りであります。し
かして、政府といたしましては、国民
年金法に基づく国民年金事業を運営し
て参りますためには、政府管理の各種
の保険事業におけると同様に、国民年
金事業に関する歳入歳出はこれを特別
に経理いたしまして、その収支を明確
にし、将来にわたってその財政の均衡
が保持されるよう運営することが必要
であると認められますので、ここにこ
の法律案を提案し国民年金事業の健全
な発達をはかることといたしました次
第であります。

次に、この法律案の概要について御
説明申し上げます。

第一に、この特別会計におきまして
は、国民年金法に基づく国民年金事業
に関するすべての経理を行なうことと
いたしてあります。従いまして、同法
に基づく拠出制年金に関する経理に限
らず、同法に基づく福祉年金に関する
経理につきましても、この会計におい
て行なうこととなります。

第二に、この特別会計は厚生大臣が
管理することとし、その経理は、国民
年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定
に区分して行なうことといたしてあり
ます。しかして、国民年金勘定の歳入
は、国民年金事業にかかわる保険料、
国民年金印紙により納付された保険料

に相当する額の業務勘定からの受け入
れ金、拠出制年金の年金給付に要する
費用に充てるための一般会計及び積立
金からの受け入れ金並びに積立金から
生ずる収入等とし、同勘定の歳出は、
拠出制年金の年金給付費及び国民年
金事業の福祉施設に要する経費に充てる
ための業務勘定への繰入金等とするこ
とといたしてあります。次に、福祉年
金勘定の歳入は、福祉年金の年金給付
に要する費用に充てるための一般会計
からの受け入れ金等とし、同勘定の歳
出は、福祉年金の年金給付費等とする
ことといたしてあります。また、業務
勘定の歳入は、国民年金事業の事務の
執行に要する費用に充てるための一般
会計からの受け入れ金、国民年金印紙
の売りさばき収入及び国民年金事業の
福祉施設に要する経費に充てるための
国民年金勘定からの受け入れ金等と
し、同勘定の歳出は、国民年金事業の
業務取り扱いに関する諸費、国民年金
印紙により納付された保険料に相当す
る額の国民年金勘定への繰入金及び国
民年金事業の福祉施設に要する経費と
することといたしてあります。

第三に、以上のほか、この法律案に
おきましては、この特別会計の予算及
び決算に関する事項その他の会計経理
に關し必要な事項について規定するこ
とといたしてあります。

なお、国民年金の保険料は、国民年
金印紙により納付することが原則とさ
れておりますのに伴いまして、当該印
紙の形式及び売りさばき等に関する規
定を整備するため、この法律案の附則
において印紙をもつてする歳入金納付
に關する法律の一部を改正することと
いたしてあります。

次に、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案につきまして申し上げます。

大阪港及び堺港の港湾整備並びに臨港工場地の造成等の総合整備事業計画は、かねてより関係地方公共団体により検討されて参りましたが、このほどほぼ成案を得るに至りました。その起債対象事業規模は約七百七十億円に上る予定であります。関係地方公共団体におきましては、その一部を外貨地方債証券の発行により調達することとし、昭和三十六年度におきましては、九十億円に相当する外貨地方債証券の発行を計画しております。

政府といたしましては、この総合整備事業計画は、時宜を得た適切なものであると考えましたので、この計画のために発行される外貨地方債証券の発行を円滑ならしめるために、この法律案により特別措置を講ずることとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、政府は、当分の間外貨地方債証券にかかる債務につきまして国会の議決を経た金額の範囲内で保証契約をすることができるとして、昭和三十六年度におきましては、保証契約をすることができるとして、この法律の附則において定めることとし、その限度額は、大阪府及び大阪市が共同して発行する外貨地方債証券につきまして、発行時における基準外国為替相場または裁定外国為替相場で換算した金額が九十億円に相当する券面表示の外

国通貨の金額並びにその利子及び発行

に関する契約に基づくその他の支払金の額に相当する金額といたしてあります。

第二に、外貨地方債証券の消化を円滑にするために、その利子等に対する租税その他の公課については、これまでの外貨公債の例にならない非課税措置を講ずることとしているのであります。

最後に、税理士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和二十六年に税理士法が施行されて以来の税理士制度の運営の経験に顧みまして、今後早急に税理士のあり方その他税理士制度全般について根本的な検討を加える方針であります。その結論を得るにはなお時日を要しますので、今回は、税理士の登録事務の移譲及び税理士特別試験の存続期間の延長等当面必要な事項について税理士法の一部を改正しようとするものであります。

以下改正案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一に、税理士の自主制を高めるため、税理士の登録事務を日本税理士会連合会に移譲することとし、所要の規定の整備をはかっております。

税理士制度の適正な運営をはかるためには、個々の税理士が、その職責を自覚し、自主的にみずからの規律を守る態勢が確立されることが望ましいこととは言うまでもありません。このような観点から、さしあたり従来国税庁長官が行なっていた税理士の登録事務を日本税理士会連合会に移譲することとしてあります。

この移譲に伴い、登録事務の公正な運営をはかるため、日本税理士会連合

会に、同連合会長のほか、税理士、国税または地方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者からなる資格審査会を設け、問題のある事案については、同審査会の議決に基づいて処理することといたしてあります。また、登録を拒否された事案及び登録事務が相当期間遅延している事案については、国税庁長官に対して異議申し立てを行ない、その救済を求めることができることといたしてあります。

なお、従来税理士会の会則の変更は、すべて大蔵大臣の認可を要していたのであります。税理士会の自主性を高めるため、できる限り、届け出制に改めることといたしてあります。

第二に、税理士の特別試験の制度について所要の改善をはかった上、その存続期間をとりあえず延長することといたしてあります。

この特別試験の制度は、計理士及び会計士補については十年以上、国税に

関する行政事務または事業税もしくは固定資産税に関する行政事務に従事した職員については二十年以上、その他の地方税に関する行政事務に従事した職員については二十五年以上の実務経験を有する者について認められているものであります。このような者については、一般の理論中心の試験によるよりも、むしろ実務を中心とした特別な試験を行なうことにより税理士の資格を与えることが実情に即しているものと見て昭和三十一年に設けられたものであります。税理士試験については、現在行なわれている普通試験につきましても、そのあり方について各種の疑問が提出されており、税理士の業務に照らし、その資格試験にふさわ

しい試験のあり方について総合的な検討を行なう必要が認められております。このように税理士の試験制度全般について、税理士制度の基本的な問題の一つとして早急に検討を行なうこととしておりますが、その結論を得るにはなお時日を要しますので、今回は、本年六月三十日にその適用期限の到来する税理士の特別試験制度について所要の改善をはかった上、その存続期間をとりあえず延長することとしているのであります。

なお、税理士試験の受験資格、税理士試験における試験科目の免除資格及び特別試験の受験資格中、現在一定期間国税または地方税に関する行政事務に従事したことを要件としているものについて、今回これを若干拡張し、国または地方公共団体における国税または地方税に関する事務に従事した者にその資格を認めることとする等所要の規定の整備をはかることといたしてあります。

以上この法律案につきまして、提案の理由と内容の概要を申し上げます。が、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○委員長(大竹平八郎君) 補足説明並びに質疑は後日に譲り、一応休憩いたします。午後一時から再開いたします。

午後二時三十分開会

○委員長(大竹平八郎君) 休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。まず、港湾整備特別会計法案を議題といたします。

なお、申しおくれましたが、政府側からは田中大蔵政務次官、上林法規課長、中道港湾局長が出席いたしております。

○成瀬暢治君 私としては、特別会計をあまりたくさん設けるようなことは、一般会計との関係もありまして、あまり好ましくない方向だと思つて、特別会計を設けるんじやなくて拡大したのだという、こういう御答弁が全体について、大蔵当局と申しますか、政府当局と申しますか、まあ政務次官に御答弁願ふこともないかとも思いますけれども、それはそれといたしまして、一応そういう問題についてのお考えをこの際お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(上林英男君) 特別会計につきましては、財政法に規定がございます。国が特定の事業を行ない、その場合、あるいは国家資金をもちましてその運用を行ない、また、その他の特定の歳入をもちまして特定の歳出にあてて特に区分して経理する必要がある場合に限りまして、特別会計を設け得ることになっておるわけでございまして、御指摘がございますように、予算はできる限り統一的にこれを編成いたしまして、通覧の便に供しますとともに、財政素乱を招かない、ように、特別会計につきましては特にさういふような観点から、今申し上げましたような財政法の規定があるわけでございまして、

で、今回の特別会計は、今お話がございましたように、前にございました特定港湾施設工事特別会計を改組した

しまして、一方三十九年度から充足いたします予定にいたしておられます

港灣整備緊急五カ年計画をもつて計画いたして参ります港灣整備事業を計画的に遂行いたすために、今申しました特定港灣整備特別会計を改組いたすものでございます。ことに、これにつきましては、そういう今後五カ年間に二千五百億の大きな額の港灣投資を考へておるわけでございまして、これを緊急かつ計画的に整備をしていくという事業でございまして、そういうような趣旨から、これを行ないます事業といたしましてこの特別会計に適用いたしたいと、こういうふうに考へるわけでございます。

○成瀬幡治君 五カ年間で二千五百億になる。だから、もう一つ金額も大規模だから、何とかこの際規模を大きくしようじゃないかということも、われわれにわからぬこともないのです。しかし、大筋の話として、これも重要なことであり資金も大きいことだと、こういへば全部が特別会計でいいということになる。そういう議論は私は本末転倒をした議論になると思う。従つて、おおよそ、全部それじゃ特別会計は否定をしようというわけじゃございせんけれども、おのずからそこには限度と申しますか、尺度というものがあつてではないか。従つて、そういう事柄に基づいて、おおよそこれくらいの問題については一般会計でやつてもいいというのと、そうじゃなくて、これは一つ特別会計にしようじゃないかというものがあつて、あなたの方としては、これ以上特別会計をふやすということとは何か納得いかないのですか、この辺のところをどういうふうに今後御

処置されていくお考えですか、承りた

○政府委員(上林英男君) 特別会計につきましては、今御指摘ございましたように、これがみだりにふえますと、財政法その他の原則に規定されます原則から申しまして好ましいことではないことは、御指摘の通りでございます。この中で、いかなる事業を、あるいは対象を特別会計で処理するかというの、私どもといたしましては慎重に検討をして参つておるつもりでございます。ただ、いろいろと国家活動がふえて参りまして、内容によりましては、あるいは特別会計で処理する方が事業の実施なり事務の計画的な遂行なりにかんがみまして適切な場合には、特別会計を作るといふ場合もあるわけでござい

ます。その基本的な気持は、今、成瀬先生おっしゃいました通りでございます。その通りに運営をやつて参つておるつもりでございます。

○成瀬幡治君 今現に特別会計で行な

るものはどのくらいあるのですか。

○政府委員(上林英男君) 特別会計の数は、ただいま四十一かと考えております。その中には本年度新しく二つほど特別会計の法案をお願いいたしておりますが、一つは国民年金特別会計法案、もう一つは機械の不払いのための特別会計法案、この二つがふえるわけでございます。

○成瀬幡治君 年々ふえているかどうか、この点一つ参考になりたうと思ひますが、昭和二十六年というところからいふことになると思ひますけれども、おおよそ特別会計がどうふえてきたものも、おかしきことになるので、一応年次別のあなたのところに資料があれば、お聞

かせ願ひたい。資料がなければ、これは後刻資料として御提出願ひすれば幸い

だと思ひます。

○政府委員(上林英男君) ただいま御

質問のよう資料を持合せてお

ませんので、あとで作成してお届けいたしたいと思ひます。

○成瀬幡治君 これは本委員会に関係

がないといへばない点ですが、今、地盤沈下の問題が非常にやかましいわけ

ですが、地盤沈下に対する港灣の整備、そういうようなことに関するものは入るのか、別のところで扱われるのか、そこはどうですか。

○政府委員(中道峰夫君) 港灣局長で

ございまして、私からお答えいたしま

す。地盤沈下対策事業は特別会計の対象になっておりません。

○成瀬幡治君 そりすると、これはど

ういう一般会計でやることになるのですか。それとも、運輸省のどこでやることになるのですか。

○政府委員(中道峰夫君) 一般会計で

やるわけでございますが、これは御承知のよう、地盤沈下対策事業につき

ましては、運輸省だけではなくて、建設省あるいは農林省と、他省との関係もございまして、一般会計でやるよう

になると思ひます。

○成瀬幡治君 そりしますと、これは法律案の、整備五カ年計画の内容に入つて悪いわけですが、少なくとも政

令で定めるところのいわゆる重要港灣あるいは避難港、そういうところから地盤沈下になっているわけですね。それだけども、それは対象にせず、地盤沈下の問題に関しては別途一般会計の方でやつていくのだ、こういうふう

に解してよろしいわけですか。

○政府委員(中道峰夫君) その通りで

ございまして。地盤沈下対策事業とい

まして、現在、新潟あるいは尾崎等に起こつております対策事業で取り上

げております。あまりそうたくさんはございせん。

○成瀬幡治君 私はよくわからない

といけませんので……港灣法の中に、港灣施設とはとして、一号から十一号まで、あるいは十二号及び十三号に掲げる施設をいうところ

の中に、いろいろなところが入つておるわけですが、そういうところを今度直轄なりあるいは委託としておやりになるのか。しかし、それがよつてくるところの原因が地盤沈下だといふ

うにあなたの方で認定をされれば、それは一般会計でやると、こういうことになるのですか。

○政府委員(中道峰夫君) 大体お話の通りでございますが、この特別会計法の対象になっております五カ年計画

は、改修関係の事業を対象にいたしております。今の地盤沈下の事業と申しますのは、たとえば地下水のくみ上げとかあるいは地震の関係とかいうこと

で、原因がまあそういう関係で地盤沈下を起しておるという事業でござい

ますので、一般改修とは区分して、それに対する対策事業を立てておるわけ

でございます。

○成瀬幡治君 これは災害復旧事業あ

るいは災害関連事業は除かれることは、私たちがわかるわけですが、そ

うしますと、地盤沈下というのは災害なんかにというふうなワク内に入るわけですか、解釈は。

○政府委員(中道峰夫君) まあワク内

に入る。考え方といたしましては、一

種の防災事業というふうに考えておりますが、この分け方といたしましては、それぞれ地盤対策事業あるいは災害復旧事業、関連事業というふう

にやつておるわけでございます。

○清澤俊英君 ちょっと、今、地盤沈

下の問題が出ましたので、それでお伺いしますが、新潟の地盤沈下ですね。

昨晩の新聞を見ますと、科学技術庁の池田という長官がこういうことを言つておるのです。大体新潟の地盤沈下はもう結論が出ておると、こういうので

す。もう結論が出ておると、このま

まにどうも同じようなことを繰り返して金をかけてみても、金をかけるだけ損じゃないか。というところは結局、そ

れはもう今のままでおいて、幾ら金をかけていろいろな施設をしてみしても地盤は下がっていくんだ、だから金を

かけたことが何にもならぬじゃないか、こういう説明だと私はとつており

ます。これに対してあなたの方ではどういうふうに考へておられるか。

○政府委員(中道峰夫君) 新潟の地盤

沈下の問題だと思ひますのでござい

ますが、この点につきましては、原因が地下水のくみ上げ、つまりガスの採取をし

ておるわけでございます。そのガスは地下水の中に含まれておりました、そ

の地下水をくみ上げてその中のガスを採出すというところで、結局まあ地下

水をくみ上げることになる。その地下水のくみ上げによりまして、新潟地区の地盤が急速に沈下を来たしたわけ

であります。従ひまして、まあこれについては科学技術庁が中心になりまして、各方面の権威者を集めて原因

探究の委員会を作って調査をいたしました。まあその結論といたしまし

て、地盤沈下の原因が地下水のくみ上げにあるという結論が出ておるわけでございます。

で、それに対して、これはまあ通産省の關係でございますが、ガスのくみ上げにあるということで、このガスのくみ上げを極力規制をするということ、ガスの規制をいたしまして、その結果、地盤の沈下の速度がこれまた減少いたしまして、大体半減をしたわけでございます。で、今後もしさらにその沈下に対する対策を考へられると思ひますが、大休科学技術庁の方で調べてみた結論をいたしましては、今後、大体見通しをいたしましては、メートル二〇程度の沈下が予想される。それ以上はあまり進まないだろうという結論が出たわけでございます。われわれの方でいたしましては、この沈下に対する対策をいたしまして二段がまえをいたした。つまり、原因を探究しております期間においては応急対策をしたわけでございます。どうして沈下しております地区については応急に対策をいたしませんと、浸水等の危険がございますから、応急対策。それから、その根本対策をいたしましては、今申しましたように、根本原因というものが、科学技術庁の結論が出たものでございますから、その根本対策、その見通しをいたしましては、今のうちに将来一メートル二〇程度の沈下になるだろうということで、つまり、その見込みが立ちませんと、一体幾ら沈下するかわからないでは対策が立たないわけでございます。それに對しまして、今のうちに一応結論が出たものでございますから、それを目標にいたしまして根本対策をする、そう

いうことで、新潟の地盤沈下に対しましては一応そういう対策が講じられたという形になっておるわけでございます。

○清澤俊英君 あまりたくさん言われて、何が何かわからない。全くわからない。あのね、お聞きするのは、もう原因はわかっているのではありませんか。今現在規制していても、まだ幾らかガスを許しているために現に下がっているのではありませんか。これは事実でしよう。下がっているとお認めになるでしよう。そうしますれば、いつときも早くこれは規制してしまつた方がよいじゃないですか。問題はそれが一番早いのが言ひですか。それを池田という人が言ひておるのじゃないかと、こう思つておるのですね。あなた方はどうかといつたら、港灣をえ守つておればよい方ですから、一番そういうことにはがっかりした考えを持つのが正當じゃないかと思ふ。通産省はいろいろ産業上の問題がありますから、従ひまして、ちよつと無理なことを言うことも考へるかもしれません。あなた方には何にも遠慮は要らないと思ふのです。この点はどうなんですか。何が何でもさっぱりわからない。あてもない、こうでもないとかだと言つておつたつて片づきません。その点をしっかりとつてほしい。ちゃんと技術庁の方が言ひておられるじゃないかと。もう、水のたために地盤が下がっているのだとはつきり原因がわかつておるのに、それを早く規制しないでおくことは、幾ら金をかけても損じゃないかと、こう言ひておるわけですか。その点、どうなんですか。

○政府委員(中道峰夫君) ガスの規制につきましましては、これは通産省の關係でございます。先ほど申しましたように、ガスの規制をいたしまして、従来の地盤の沈下は約半減しておるわけでございます。

○清澤俊英君 半減しても、下がっていることは事実でしよう。下がらぬのならいいです。今現在、四十センチづつ年々下がっているのではありませんか。規制しなければ、それはとまりつこない。これはどうもおかしいと思ひます。港灣をえ守るあなた方としては、港灣の管理が中心になればいいんです。通産省が言ひることならわかると思ひます。言ひられることは、それで、今下がっているのに、それで差しかえないとあなた方言ひておるのですか。

○政府委員(中道峰夫君) 先ほど申しましたのですが、この原因についての科学技術庁の結論が出まして、それとさらにこの沈下の見通しをいたしまして、これが将来一メートル二〇程度の沈下、大体それ以上はあまり沈下しないだろう、こういう科学技術庁の結論が出ておるわけですから、従ひまして、私の方はその結論に従つて対策を立てたいと、こういうことでございます。

○清澤俊英君 結論に従つて対策を立てるといふことは、どういふことになつておる。結論に従つて対策を立てておるといふのは、どういふことをおやりになるのですか。

○政府委員(中道峰夫君) 先ほど申しましたように、この地盤が沈下しておるりますのは、ガスのくみ上げを行なつた。それで、そのくみ上げをしておる最中は相當の沈下が起つたわけでは

ございます。それが規制をされて、沈下の量がどんどん減つてきた。われわれの方は対策をいたしたのに、この見通しがつきませんと対策が立たないわけでございます。どこまで下がるかという見通しが立たないと、それに対する対策を立て得ない。つまり、たとえば岸壁なら岸壁を、必要な高さがあつたわけでございますが、それが地盤沈下のためにどれまで下がるかという見通しが立てば、その下がった量を目標にしてその岸壁に対する高さの対策が立つと、そういうことでございます。

○清澤俊英君 今、さつきも何べんも言ひました通り、今現在四十センチ以上は下がっているのです。これはお認めになるのでしょうか。それで問題を起つておるのです。幾らあなた方が骨折つて防潮堤を作つてみたり、排水をやつてみたり、いろいろのことをやつても、次から次へと災害がふえてきておる。今度は西護岸で何しましたことはあなた御存じでしよう。西護岸が崩壊してきたことは、ああいう形になるのです。それに対してどう考へておるのですか。私は、あなた方ならば、少くとも、あの通産省と話を付けて全面規制していただくことがほんとうじゃないかと、こういうことなんですか。問題は、私はいろいろ事業上の關係があつて、それがために通産省が言ひられることならわかるのだが、いろいろ關係があるからなかなか無理はあると、こう思ひます。あなた方にはそんなことは何にも遠慮することはあり

はしない。それをお聞きしているのです。

○政府委員(中道峰夫君) 私の方では地盤沈下の観測をしておるわけでございます。その観測によつて、この従来の沈下の量、また規制後の量、そういうものを調べております。今お話しのように、現在まだ沈下を続けておるわけでございますが、従来のような沈下の量ではなくて、相當これが減つておる。それがどこまで進むかというところが、今の、私申しましたように、科学技術庁の結論によつて一メートル二〇という目標が出ておるわけですから、一メートル二〇以上はあまり下がらないだろうといふことで出ておりますから、それを目標に対策を立てざるを得ない。それから私の方は、お話しのように、どつちかといへば被害者の方の立場になりまして、通産省に對しまして、この原因であるガスの規制を実は強く前々から要請しておつたわけでございます。

○須藤五郎君 今、清澤君が質問していただきましたので、私も実は新潟に行つて見てきたのです。これは非常な問題だと思つておるのです。市民の一般の考え方としては、もう掘るのをやめてもらいたいという希望が非常に強い。これは市当局にもこの希望はあるわけですが、ところが、事業をそれじゃもうやめなくちゃならぬといふことになると、経済的な問題で事業主などが非常に反對するので、これはできないんです。実は私も少し視察した結果、自分なりの結論を出したんですが、それによると、今後ずっと事業を続けていくならば、いつかはあの町はそれこそ何メートルという高い堤防で周辺を圍

まれた都市になってしまふか、あるいはあの都市は放棄しなくちゃならぬという段階に来るのではないだろうかという感じを受けたんです。で、清澤君は今そういう心配があるから、市民も心配しておるから、だから運輸省としては利害関係が伴わないんだから、即刻あの事業をやめて、ガスを出すことをやめてしまふ、そういう決意をしろというのが清澤君の意見だろうと思うのです。ところが、あなたの方では、一メートル二〇でとまるから、だからその事業は続けていいだろう、こういう御意見だろうと思うのですが、一メートル二〇というのは、今日よりもなお一メートル二〇下がるというのか。一メートル二〇下がった後は、それから先はもう取っても下がらぬということならあのガスを取るのか。地下水からとっているんでしょ。水と一緒に取っているんでしょ。これからずっとと続けて水を取っても一メートル二〇でとまるわけではないだろうと思うのですが、とまる根拠を示してもらいたい。学者が言つたからと、すぐそれを私たちがのみにするわけにはいかぬ。もう一メートル二〇下がったなら、もう下がらぬということならわかります。その点のはっきりしないので、やっぱり不安がずっと続くと思うのです。その点、あなたにもう少しはっきり意見を聞いてみたいと思うのです。

同じ条件が厄崎にもあるわけですね。厄崎は私も行って見ました。これは建設委員会の問題だと思つて、私は建設委員会へいつかはやらなくちゃならぬと思つておるんですが、現在もう満潮時になるとこの辺になる。自分らの背ぐらいいになつてゐる、満潮時のときにもう。ジェーン台風のようなのが来れば、厄崎の町は全部水につかつてしまふ。そのくらい厄崎は下がつてきているわけですね。これを一体どうするか。この港設備の方は港灣関係であつて、地盤沈下は一般会計でおやりですが、あゝいう港と接続したところ、あそこをどういうふうに分けて、ここからここまでは港灣整備の方でやつていくんだ、ここからここまでは一般会計だというように、はっきり區別してやつていけるものか。そういう區別したやり方がはたしてあるのかどうかという点ですね、そういう点について聞いておきたいのです。

○政府委員(中道峰夫君) 私の運輸省の所管だけでございせんので、十分御説明できないかもしれませんが、今の地盤沈下につきましては、先ほどか御説明いたしておりましたが、いろいろな方法で調査をいたしたわけでございます。原因につきましては、申ししますのは、実は私の方でそこ、現地に第一港灣建設局という現地機関がございまして、港灣の關係が非常に大きな影響を持つものだから、私の方でそれらの調査、原因探究の調査を引き受けましてやつて参つておるわけですね。先ほどからお話しの通りに、この原因がいろいろと論議されて、結局地下水のくみ上げということで、通産省の方もそれに對して地下水の規制を順次強めてきたということでございします。従ひまして、私の方としては原因の探究に努めると同時に、その原因除去につきまして、通産省あるいは關係方面にもそれぞれの機關を通じて強く要請をして参つてきたわけでございます。

○須藤五郎君 あまりこまかいことじゃなしに、今聞いた要點だけをきつぱり言つて下さい。一メートル二〇下がったとすると、この根拠を示してもらいたいことなんです。問題は、○政府委員(中道峰夫君) これは地盤沈下対策審議会が経済企画庁に設けられておる。その答申によりまして、今後の最終沈下量をとりあへず一メートル二〇というふうに目標を定められた、こういうことでございします。○須藤五郎君 その科学的な根拠は何ですか。一メートル二〇しか下がらぬというのは、口で言つたつて住民は信用しないんです、そんなこと。現在でもなお四センチぐらいずつ下がつてゐるのですから、一メートル二〇下がったらもうガスはなくなるから、それ以上事業はしないんだ、こういう見解なのか。一メートル二〇でとまるという理由が、地下水がなくなるということなのか。そこをどうやって、科学的に示してくれないと、住民は安心しませんよ。ただ学者がそう言つたからといって安心してゐるわけにはいかぬです、理由がなければ。

○政府委員(中道峰夫君) これは経済企画庁が答申を出されておる。それによつてこれは權威のある答申案だといふふうに考へるわけでございます。○清澤俊英君 ちょっと、あなたのあつちやうと局長ですかの言うことと、課長ですか局長ですかの言うことと、ちよつと違ふのだな。と申しますことは、保安局長はさういふふうに言つておられます。今ちよつと帝石などでは水の注入等のいろいろな試験研究をやつてゐる。ただ、その効果を今調べているので、今しばらく待つて下さい、七月ごろまでには結論を出します、これははっきり言つてゐるのです。これは長らく放置することができない問題だから、それまでには何とか考へます、結論を出したい、こういうことを言つておるのです。ところが、あなたのおつちやう点に對してはさらに考へておられないで、一メートル二〇かこれから下がるのだから、それに対する防備さえしておつたらそれでいいのだ、こういう考へ方のようなんです。それではだれも納得ができませんよ。

○政府委員(中道峰夫君) 今の庄入水の注入あるいは構造物ガスの切かえとか、いろいろさういふ方法があることは聞いておりますが、これは所管が違ひまして通産省の關係でございします。で、私直接でないものだからお答えできないわけですが、さういふこととてなると、できるだけ沈下現象をなくしていくといふふうに努力をされておると思ひます。従ひまして、私の方といたしましては、沈下に対してはもう一日でも早くとめていただきたたいと考へておるわけでございます。しかし、それに対してはやはりその目標がなくちゃできませんので、ただいま申しましたような経済企画庁の答申によつてその目標を立てておるといふことで、それに対する予算措置等も考へておるわけでございます。

○須藤五郎君 私の最後の質問に答えてもらいたいことがもう一つあるのですが。

○政府委員(中道峰夫君) 厄崎の問題ですか。

○須藤五郎君 ええ。

○政府委員(中道峰夫君) 厄崎の關係につきましても、お話のように、從來からこれはやはり地盤沈下現象を起しておりました、これもやはり主たる原因は地下水のくみ上げです。これについては工業用水等別途その水源を求めまして、地下水のくみ上げをだんだんさういつた他の水源から求めるように切りかえておるわけでございます。さういふことで、これに対する地盤沈下の勢いは幾らか漸減の傾向をたどつておりますが、私の方といたしましては、昭和二十四年だと思ひますが、ジェーン台風ですが、大きな被害を受けたものであります。そのときに厄崎の外郭を囲みます堤防を築造いたしました、建設省の方では神崎川の堤防を作つた。それからあわせて、この厄崎地区を高潮あるいは地盤に對しての防備をいたしたわけでございます。それで、將來地盤の沈下量もそのときに一応見込みましてやつておりますが、その後やはり地盤沈下が続けられておる。今申しましたように、いろいろな対策等も、工業用水の切りかえ等も考へまして、それらもあわせて対策を立てたいと思つております。

○委員(大竹平八郎君) 須藤君、長いですか。

○須藤五郎君 もう二点だけ、せつかく見えておりますから。

今、私の質問したのは、要するに港の防波堤などだんだん下がつていく傾向があるわけですね。それは運輸省の管轄なんですか、それとも建設省なのか、それとも港灣整備、この關係でな

さるのか。そうして地盤沈下は一般会計でやるとなると、その間が非常に関係が複雑で、うまくいくのかどうかという質問をしておたのですが、こちらから聞くことにいたします。

○説明員(宮崎仁君) ただいま御指摘の点につきましては、運輸省、建設省、両省の所管の関係になります。御承知のように、この尼崎の地盤沈下対策事業は二十五年からやっております。現在実施をいたしますのは、すでにでき上がった堤防のかさ上げでございます。こういったものにつきましては、それぞれ所管がはっきりいたしております。それからこれをど

れだけかさ上げするかという事業も全体計画がはつきりいたしております。もちろん、この港湾特別会計などでもあります。岸壁の新設、改良などは全く性格を異にする事業でございます。計画が非常に明確に分かれております。従いまして、特別会計との関係で混乱を起すとかいう問題は全然ございません。また、運輸省と建設省の所管関係も、これは運輸省の方は港湾区域の堤防、建設省は神崎川、中小河川でございます。準用河川の神崎川の堤防ということではっきり区分をいたしております。その点は全然問題なく計画的に事業が進められることになると思

います。

○須藤五郎君 今度港湾整備特別会計は、私はいわゆる自民党の所得倍増の一環として十カ年計画の一本の柱だろうと思ふのです。そこで、今度五カ年計画の内容として二千五百億の予算をもってこれをやるというのですが、この五カ年二千五百億の予算をつけた事

業計画のあらましをちょっとここで説明してもらいたいです。

○政府委員(中道峰夫君) 概略を申し上げます。大体、項目的に分けて、外国貿易港の整備、たとえば横浜であり、また神戸であり、またそれ以外から産業基盤を強化いたします。……

○須藤五郎君 できるだけ具体的に言って下さい。

○政府委員(中道峰夫君) 順序として、簡単に御説明いたしますが、産業基盤を強化いたします。港湾といしまして、鉄鋼関係の港湾であります。か、あるいは石油関係、あるいは石炭の積み出しをする関係とか、それから沿岸輸送を強化するという関係で、地方の港湾あるいは地方に工業港がございます。それらの拠点になる港湾、あるいは離島とか僻地とか、そういう内海連絡とか、大体そういうような三本の柱を立てて、それぞれの港湾について五カ年間の計画を立て、それを立てます。これは、港湾審議会の議を経て閣議決定する、こういうような段階で進んでおります。

○須藤五郎君 それじゃ、現在まで計画の中にどことこの港をどれだけの予算でやる、そういう小さいところまではまだ計画は立っていないのか、もし立っているなら、ここで述べられるのは大へんだらうと思ふから、それを資料として提出していただきたいと思

います。

○委員長(大竹平八郎君) よろしゅうございます。

○説明員(宮崎仁君) 港湾問題ですから、運輸省の方からお答え願うのが筋かもしれませんが、話の経過もござい

う。五カ年計画につきましては、昨年度の治山治水十カ年計画でござい

ますが、すべて同様の手続をとっております。この特別会計法と表裏一体をなします。港湾整備緊急措置法が現在国会の審議をお願いいたしておるわけでございます。これによりまして、この法律が通りますと、この港湾五カ年計画の案を運輸省で作成いたしました。閣議の決定を経て、こういう段階になります。現在まあこの基礎となります。法案が御審議願っております。最中

でございますので、まだそういったものに対しては、まだ作業というものができておらないわけでございます。もちろん、運輸省の中にとりましてはいろいろ御検討なさっておられると思いますが、手続をいたしましては、そういった法律が通ったあとで閣議決定に持ち込む。去年の治山治水などの例で申し上げますと、大体夏ごろまでに具体的な案をきめるというふうに取り進んでおります。

○天田勝正君 ちょっと、この問題について委員長を通じてお願いしておきたいのですが、私はきょう特別に郵政大臣の御出席を求めているので、この法案については言及したくないのですが、午前中提案されました大阪、堺港等の外貨債の特別措置法の場合も必ず私は地盤沈下の問題が出てくると思

います。ですから、今のうちから資料を要求しておいたわけですが、地盤沈下の問題は、東京、大阪、尼崎、新潟、こういうところが最も新聞等でも指摘されておるところであります。外貨債などかりに募集したとしても、一体その実効があるのかどうかという

ことはなほ危ぶまれるわけでありまして、きょうの答弁だと、この法案の趣旨は多分皆さん賛成されるだろうと思ふけれども、どうも承認しがたい気持ち私としてはある。そこで、すでに本法の審議の場合に、すべて私は資料を当局は提出されておると思ふ、運輸委員会の中には、これを、きょうかりにこの法案が通過するにしても、私はそういうものはぜひこの委員会に提出してもらいたい。これを委員長にお願いしておいて、次に移りたいと思ふ。よろしゅうござい

ます。

○委員長(大竹平八郎君) よろしゅうございます。政府側。

○政府委員(中道峰夫君) 運輸委員会に提出いたしております資料は提出いたします。

○委員長(大竹平八郎君) 全部。

○政府委員(中道峰夫君) はい。

○須藤五郎君 さっきの資料、要求した。それを六、七月ころにはできると言ったが、もしできたらやはり資料として出して下さい。

○委員長(大竹平八郎君) 大蔵省、よろしゅうござい

ます。

○説明員(宮崎仁君) 提出いたしました。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。港湾整備特別会計法案の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でございます。よって、本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

まして、この今提出されておる法案自体には、簡保資金として表面に出ておるものは資金運用部の中で預託金とすることでありますが、私はまず第一に、この郵便貯金特別会計におきまして累年赤字がたまって参りました、最初は一般会計から入れておりましたものを、実は資金運用部特別会計から繰り入れてすつと今日に來たつて、総額は四百九十三億円になります、こういうことでありますが、その処置をたな上げるといふことを書いてありますけれども、しかし、どうしてこんなにも赤字が一体たまって来たのか、まずこれから何っておきたいと思ひます。

○国務大臣(小金義照君) 数年来郵便貯金特別会計に赤字がたまりまして、すでに一般会計から繰り入れを受けたものが四百九十三、四億という事になった原因でございまして、これは郵便貯金のコストに比較して、これを預託して受け入れる方の利息が少なかつたといふようなことに原因をいたしておると思ひますが、数字のいろいろないきさつにつきましては、局長から説明させていただきます。

○政府委員(大塚茂君) ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、コストが六分五厘あるいは六分八厘程度かかりますのに、資金運用部に預託した郵便貯金資金に対して私どもが収入として受けました率は六分といふことになっております。従つて、あとの五厘あるいは八厘が不足をいたしまして、それを赤字の繰り入れという形で受けてきた額が積み積もつて四百九十四億になったといふことでござい

○天田勝正君 ですから、私は聞かざ

るを得なくなるのですが、そういうことは、これはもう二十六年以來十年間、十年も前から理由ははっきりわかつておるはずなんです。わかつておるながら、なぜそのまま放置しておいたのか。しかも、資金運用部から繰り入れるようになって、赤字が出たけれども、その分は資金運用部からまた持つてくる。何にもなりはしないのですね。実にこのころのところが私はお役所仕事だと思わざるを得ない。どうしてこの十年間も——今の大臣ばかりに言つてみたところでしようがない。実は事務当局としてもどうしてこういう原因が——しるうとでわかるほど明らかなことなんですか。なぜこれをほうっておいたのですか。

○国務大臣(小金義照君) まことにこのこともな御意見で、私もこれ納得がいけない。何べんも主張を繰り返しておつたやうであります。話がつかない。今回の話がつかないで、ただいまのような一応筋の立つた特別会計によりよく持つていくことができたと思ひます。

○天田勝正君 私、大臣からでなくともよろしうございすから……大臣は聞いていてくれてもいいのです。が、どこか話がかんないのです。結局、資金運用部は大蔵省が所管されておる。赤字の方は結局資金運用部からまた持つてきて埋めてまかなつておるのです。そうしてお互いの機関なんですから、結局最後には今度のようにならなうするよりほかに道がない。民間のように差し押さへることもできず、どうにもなるものじゃない。ですから、話し合ひのつかないといふこと

自体が、およそどなたも納得が私ほどきないと思ひます。どこがそれほど政府機関の中で頑迷なのですか。

○政府委員(大塚茂君) これはいろいろ見通しの問題がございまして、いづれは、郵便貯金資金がふえるに従ひましてその資金コストも次第に低下するという傾向をたどるわけでありまして、六分でまかなへるという時代が来るのではありませんか。持った時代もあるわけでございます。その辺多少見込み違いもあつたといふこともございすし、郵政省としては、要るだけの資金は当然もらうべきだといふ考え方を持つておりましたが、しかし、形は変わつても、やはり資金運用部からもらふことにおいては変わりはないといふ点で、多少その主張に弱さといひます。か、迫力が欠けておつたといふような点もあるのではないと思ひます。いづれにしても、いづれは六分で何とかやれる時代が来るだろうといふやうな見通しが、その根本原因じゃなかつたかといふふうに考えるわけでございます。

○天田勝正君 まあ考えるといふやうな話で、てんで他人事みたいな話で、いやになつちやうんですが、コストが幾ら下がつたつて、それは普通の金融機関に立つたつて、相互銀行のコストは一般市中銀行よりも高いにきまつておるんだし、郵便貯金なら郵便貯金なり

のやつぱりコストといふものは、これだけ長い年月もやつておれば、わかつておるはずで、結局その赤字分は資金運用部から取ればいいんだと、とんとんだといふ私は安易な考え方から今日になつたと思ひます。そういうこと

を今後放置しないようにまず要望しておきます。

それで、次に伺ひますが、この同じように預託金が、簡易生命保険と郵便年金特別会計法ですか、これに規定する、預託された資金が一年以上のもの、このいろいろものを預託金としてこれの処置をする、このやういふやつになつておるわけですか。そこで、私は簡易生命保険なるものが、一体掛金と保険金額と、必ずしも大衆に私はサービスしてないんじゃないかといふふうに考へておる。それはおかしいことに、私の計算したところによりますと、保険金二十五万円で、十年満期で十年掛け、これでやりますと、零才から五才までの人でも十年掛けるには二十五万八千八百掛けなければその二十五万円はもらえないんです。二十才の人だと二十五万五千掛けないと二十五万円もらえない。これはすつと年令ごとに私は計算してありますが、時間がありませんから省略いたします。四十五才ぐらゐの人だと、二十六万三千四百掛けないと二十五万円もらえない。最高が五十才ですが、それだと二十七万一千二百掛けないと二十五万円もらえない。このやういふことになつておる。ほかの計算も全部あります。そこで、このやういふことで一体大衆のサービスだが、成り立つのかどうか。今現在のこの掛金率といふものはいつ作つたものなのか。

日本の平均寿命が、御承知の通り、一九〇〇年に三十三・一才です。日本の平均寿命がそれから数年して四十・四・六才になつて、そうして戦争が始まる時分には四十六才になつた。その平均寿命といふものが、四十四・六か

四十六才ぐらゐに作つたものじゃないかと思ひます。今なんかにばおおよそ適用しません。今日男だつて六十五才です、寿命が。この間に危険といふものはな

に二十で十年です。そのやういふときには死なないはずで、その死なないときであつても、二十五万円よりもよけい掛ければもらえないといふのは、一体どういふわけですか。まずこれを聞きます。

○国務大臣(小金義照君) 国営と申します。郵政省で行なつてきました簡易生命保険は、これはその出発のときから民間生命保険の補完的作用をするといふやうなことで、掛金の方が多くなつた。初めからそういう仕組みになつておりました。しかし、今御指摘のやうに、生命はだいたひ伸びておりました、無鑑査、無審査の生命保険でも成り立つといふこともございす。が、今の御指摘の点は、現在今日では第九回生命表で保険料率をはじき出してお

ります。今簡易生命保険法の改正案を出しまして、昨年ですか発表いたしました厚生省作成の第十回生命表を基準にして、保険料率をはじき出しますから、少し安くなると思ひます。その掛金は出発の当時からもうすでに、満期になつてももらえない、途中で死亡等の事故があれば問題がございせんが、満期まで待つと掛金の方が多くなるといふことは、これは一応の建前でござい

ました。今日ではすでに補正セクターとかあるいはまたいろいろな形で加入者にサービスをする。こまかい数字を計算いたしますと、どのくらいの率になりますか、今局長はききようありませんので申しませんが、そういう

一

意味で、やはり民間と同様のサービスをお返ししているという実情でございます。

○天田勝正君 もともと私の質問は、大臣を責めあげようという考えではない。これは長期のもので、一人の大臣をとやこ言っても仕方がない。しかし、不合理は大臣もよく聞いておいてもらって、そして直ちに是正できることは正してもらいたい。大臣が今、昨年の厚生省平均寿命生命表ですか、それによって云々と言つて、今幾らか下がるはずでございますと言ひけれども、そうじゃない。私はここに郵政省から出ているという文書を持っている。ちつとも下がっていない。これによつても、今現在去年から下がりも何もしない分がこれなんだという。私はそういうことで、しかも貨幣価値が全く移動しないで、こう損するのです。移動しないで。確かに簡易保険でありますから、普通の生命保険会社のように、厳密な体格検査などいたしません。しかし、ものによつてはやはりいたすのです。長い病気をしたとかというものは排除される。そういうことでありますから、若干これは政府所管といつてもいい、政府所管のものは掛金が高いというのはいくらもありません。若干ならば、ところろが、民間の方は幾ら年をとつたつて、入る以上は、掛金よりももらひ金の少ないというのはいくらもないのです。これがまず不思議なんです。

それから、日本の貨幣価値の変動はおそろしく年を追うごとに軽くなつていつていることは御承知の通り。スイスあたりなら、千九百年の銀貨が今だつて通用している。同じ価値で、ちつとも変わらない。日本は、政府は誇つておられますが、ここ数年間しよつちゅう卸売物価が横ばい、弱含みだとか、ちよつとした強含みだとか、こういう表現をしている。私も確かに、貨幣価値が下がらないというのはいくらも今は一番だと思ふ。物が下がつたのは、私の記憶では昭和の初めの数年間、このときに明らかに物価の方が下がりましたけれども、その他は物価の方が上がり貨幣価値が下がつておる。この一番平であるこの数年間でも、五年間に入つた物価は上がつておる。これは政府の統計ですから、私はあえて、抗議じゃない。八割だけは、だから通貨の価値は下がつておる。一番動かないときで五年間八割だから、一応まあこの次に申し上げます十五年満期の十年掛けたとか、あるいは十年掛けたの五年間据置だとか、こういうようなことになれば、大体まあ四分の一ぐらいは通貨価値は下がつておるのです。そういうふうに見ざるを得ないのです。日本でも今で、明治からにすればもうと貨幣価値の下がり方はひどいのです。一番安定したという今で、二十年もたつては三分の一ぐらい貨幣価値は下りして下がつてくる。そうすると、その分は一体どうするのだということになる。これは結局この簡易保険といふものは大衆のものじゃないじゃないか。もう一つ逆にいえば、さっきの郵便貯金もそうですが、コストが高いのだというけれども、おおよそ世の中にこれくらいコストの低いものはないはずなんだ。それがどうしてやれぬかと、こういうことなんです。二つ今質問しましたが、どういふことですか。

○国務大臣(小金義照君) 簡易生命保険の不合理性と申しますか、そういうような御納得のいかない点と、貨幣価値との関係でございますが、これは非常にむづかしい問題で、一般の民間保険にも貨幣価値の問題はあり得るもので、この両方を比較いたしてみますと、これは掛金の方からいいますと、その大差はないように私は承知しております。ただ、民間保険の方は、毎年掛けていきますと、配当があるから、それを差し引いてずっと安くするといふので、私どもの方もその配当を十分にすればいいけれども、これを補うために健康維持のための加入者へのサービスでこれを補つていくというふうな方法をとつておられます。今根本的な貨幣価値の変動に対する年金だとか、あるいはまた保険金というふうなものについては、なかなか根本的な問題があるとは考えております。

○天田勝正君 どうも、これはとてもあまりいい答弁を私は期待できないだらうと思つておるのですが、参考に、大臣、申し上げておきますが、十五年満期で十五年掛けたと、五十五才の人だと三千万二千四百円掛けたれば二十五万円来ないのです。かりに五十五才ぐらいたと、今の平均寿命からすれば十五年掛けるわけなんです。それで二十五万円来ないのです。そしてこの十五年間にさつきの五年八割しか物価は上がらないといひました。しかもなお二四割は貨幣価値が下がるという計算になるのです。いいですか。掛けた金よりも少なくもらつて、そして貨幣価値は二割四分と下落している、その間の利息はどこにもないという理屈は、ちよつと考へなければならぬ。

私は初めに断つたように、あなた個人を、急にあなたがこれを制度を作つたわけじゃないから、決して責めておるのじゃないのだが、どうも私はこれは不合理だと思ふ。どう考へられませんか。

○国務大臣(小金義照君) 非常に技術的な問題でございますので、それは現実に還付金という制度がありまして、それを差し引いてお払いしますから、差し引くことになるのであります。十五万よりもよけい払ふことにはならないのでございます。なお、詳しい技術上の問題は私承知いたしておりませんので、必要があれば責任者に説明をさせます。

○天田勝正君 まあ電電公社は今別個になりましたけれども、依然として郵政大臣の監督下に置かれておる。で、電電公社の電話債券は十年間で倍の債券をよこします。ただし、十年間持つていなくちゃならぬから、くじに当たれば別のことですけれども、それになければ十年間たてば倍になる。倍になるといふのはどういふことかといへば、七分四厘九毛ぐらゐになるはずで、複利ですから。ですから、今おっしゃる通りに、還付金があるから、どういふ場合でももう金額よりも多くなつていくことは結果においてないんだとおっしゃるけれども、政府の、同じあなたの所管の電電公社で出しておるものは七分五厘の複利でやつておるんです。複利といふのはそれはおそろしいんだ。七分五厘といひながら、十年たてば倍になつちやう。三十年たつと四分でもたしか八倍

う点からしまして、死産益というものが出て参ります。それから付加保険料の方も、大体二割程度ございしますが、それも二割からなかつた場合には、そこへ費差益というものが出てくるわけでございます。それらを合せて、いわゆる民間保険では毎年、配当として、それをかける保険料から差し引くという操作をいたしてありますが、簡易保険におきましては、これを毎月の保険料から差し引くというとは非常に手数がかかつてできませんので、これを蓄積しておきまして、満期の保険金を支払います場合に保険金にプラスをして、その分をいわゆる長期還付金という名前でお払いをしております。従つて、保険金は二十五万円でございます。でも、実際満期になつても、いまの場合には、これは三十万をこえる金額が実際にはお払いされるということになるわけでございます。保険料だけから見ますと御計算のようなこともございしますが、実際に受け取る金額は常に掛金を上回つておるといふ結果になつておるわけでございます。

○天田勝正君 私が多量に比較に持ち出したので、言葉じりをとらえるような答弁をされては迷惑なわけですが、私だつて、保険と普通貯蓄と違つて、このことは、初めから承知して質問しているのです。ただ、ものたえだから、電話公費の話を言つただけにすぎない。私が申し上げたいのは、今提出されている法案でも、預託金というのにはここにちゃんと書いてある。簡易生命保険及び郵便年金特別会計のこの預託金なんですよ。そして今まで赤字が出たから、そのことのために、その預託金についてはこれ

の条件の場合に、「三十六年度以後当分の間、次に掲げる利率により利息を附する。」この「利率により利息を附する」ということは、結果において六分五厘になるように予定しているのではありません。けれども、私の言うのは、この預託金の中に簡保の資金も入っているのだから、そうだとすれば、簡保の資金が加入者にはそのプラスでないにしても、政府資金はどこかにえらくプラスが出てなければならぬと思う。なるほどあなたのおっしゃる通りに、満期になれば結局還付金がある。二十五万円のものが、三十万円の掛金があるけれども、五万幾ら還付金があるから、それだけもらへる、こうおっしゃるかもしれないが、それはあなた利息というものは、先払いとあと払いではおそろしく違ふのであつて、あと払いでないならば、同じ利率で預かつて貸しておいて、どんな人でも商売になるのです。これは全然利息というものの私は実態をむしろ御承知じゃないのではないかと思う、こんな答えをしているのは、十五年たつたら、全部払わせるだけは全部払わせてしまつて、二十五万円のものを三十万円とつて、そしてあと五万円返す。五万円なんか、十五年たてばひとりでどんなに安い利でも五分くらいは浮いてくる。だから、どうしても五万何がしよけいといふことになるとも、十五年度の経過によつてどうしたつて二割や三割は日本では貨幣価値は下がっている。過去において下がつてきている。もっとそれ以上下がつてきています。その分は結局利用者の犠牲なのです。利用者の犠牲だとすれば、国の資金運用部の資金はコストが非常に低い

のだから、国全体としてどこかしらがプラスになる、こういうことがなければおかしいのです。それを私は指摘している。

もしきよう担当の何がいなければ、委員長にお願いするのだけれども、ちゃんと説明の出来る人に来てもらいたい。大臣は、さつきから言うように、どうもこれは確かに大蔵委員の指摘したようにおかしいとお考えになるならば、これを直す措置をどこか研究機関を使つてやつてもらふか、何かしらえらばいいのですが。

○國務大臣(小倉義昭君) 今貨幣価値の下落をどういふふうに織り込むかということとは、非常にむずかしい問題だと思ふ。しかし、十年か二十年たつて五万やそこらの余分の金では、貨幣価値の下落を勘定に入れると、不合理だとおっしゃる。それはよくわかりませんが、しからば、どこかで得をすることがあるじゃないかというふうな仰せは、ごもっともで、これは資金運用部の運用資金なりあるいは財政投融資というふうな形で地方公共団体あるいはその他の貸付のような形になつてこれが働きますから、保険料として集められたお金はやはりその時代々の公共的な役に立つておるといふような点は、私は明らかに取り上げていただきたいと思ふのであります。

○天田勝正君 私の今質問したのは、この資金運用部の中の預託金というところに関連するから申し上げたんですけれども、私は、同様に郵便貯金の関係でも、この零細な大衆の貯金を、何も現行利率がそれ高いものではないんですよ。三分九厘六毛です。それを三分六厘に引き下げようという。

それで今まで累積した赤字が出てきて、その累積赤字というのは、この大衆の資金の利息は高過ぎるからよりも、資金運用部に貸すときの利息が安かつたからなんです。で、そのことのために、一方においては五厘特別な割増し利息をつけたら、あるいは片一方においては改訂利率で、ここにまあ積み立ての分ならば四分二厘のやつを二厘下げる。たつた二厘ですけれども、そういうことで相殺しようとしておる。一体こんな零細な資金に、これはまあむしろわずかな率のようですけれども、政府の施策の一つなんです。ですから、大臣、答えていただかなければならぬと思ふのですが、どういふわけであんな零細な資金を下げなければならぬのですか。

○國務大臣(小倉義昭君) これは今までの金利政策と申しますか、いろいろな日本の経済政策から参りまして、いつも貯蓄機関全般にわたつて利子を上げたり下げたりする場合には、国営でございまして、これはまあ一般のものとはは歩調を合わせて上げたり下げたりしております。そういう関係もございまして、今度も一般の利下げをいたしますので、すべての金融機関におそらくこの春から下がるというそれに歩調を合わせて動かした、こういうことでございまして、日本の金利政策を国際金利にさや寄せるといふ大きな政策から来た一環のこれはは作用として私どもしてきた。別に零細だから引き下げてはいかぬ、大きいから引き下げろというふうなこと、なかなかむずかしいもので、ことに郵便貯金、あるいはこういうものは地方に還元する場合はございまして、そこで地方へ還元

して使つたときにはやはりコストが高いよりも安い方がいいというので、そういうことからこれは一般の金利に従つたような次第であります。

○天田勝正君 ここへ書いてありますように、本委員会に日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案というのが出ています。これはもつぱらブランド輸出に融資しておるわけですが、それだつて、むしろ日本の輸出入銀行に対しては、国際水準というものをよく政府は使つてくれども、国際水準よりも——やはり金を貸している、これに金を貸したつても、この大衆の積立貯金くらいの四分以下というものを貸していくならば、十分に償えるのです。平均して四分五厘で貸しておつた。そして輸入までそれを適用するのはひどいじゃないかというので、ここで大いに議論があつたところなんですけれども、追つて直しますというので、政府側も若干改訂をいたしたわけなんです。その一番低かつた平均の四分五厘だつても、何もこういふ大衆のわずから十萬か二十萬しか貯金できない者の金利を下げる必要は私はないと思つておるわけなんです。何もよすが下げたから下げなければならぬという筋のものじゃないと私は思ふ。そういう点はどうなんですか。

それでは、ほかは、大きなこういふところは、われわれがいつでも指摘する大企業には云々というところは、現実に現われている。こういう点が政府全体として、これは零細をさういじめなくとも、しかも大企業に助ける方は、言葉は悪いけれども、助ける方はこれで困るかという、困らない。その資金を持つていつても、なおその安い金

利で貸すことができるという。同じ政府の提出した資料でそうになっているのだから。どういうことになりますか。

○説明員(吉田信邦君) ただいまの点でございますが、資金運用部といたしましては、輸出入銀行にも六分五厘の金利で貸付をいたしております。これは私どもの資金運用部の立場といたしましては、今回の改正点、今まで郵便貯金特別会計から六分六厘預かっていたものに對しまして、できるだけ採算の許す限り最高限の金利を付そうということ、現在大体五厘程度を予定しておるわけでございますが、同時に資金運用部の貸付金利も大体六分五厘というのを基準にいたしておまして、またわれわれの貸し先は従来からも地方団体その他あるいは国の特別会計というよりなものもございまして、その中に六分五厘以下の金利のものもございまして。また現在も長期の金利でお預かりしたのも、全部そのときに長期の貸し出しに充てられるとは限らないで、事実上短期の運用をしなくてはならぬ。そういう場合には、大体食糧証券とか外為証券とかという年利六分程度のものを持つようなことにもなっております。そういう意味で、現在貸付金利を前提といたしまして借りぎりと申しますか、そのところまで郵便貯金あるいはその他の長期の預託者に金利を付そうというのが今回の改正案を提出した理由でございます。そういう意味では、ただいま御指摘になりましたような問題について、実行上可能な限りのことをしていく。いえ、どこか政府は途中でもうかっているのじゃないかというようなことな

いようにいたしたい、そういうふうな心配の起こらないようにいたしたいという趣旨でございます。

○天田勝正君 きょう主計局長が来ておりませんから、また本末きょうの質問は輸出入銀行の問題じゃないのですか、政府が特別ネコばばしていると思はれないけれども、あなたがおっしゃる通りに、六分五厘で現に資金運用部の資金を輸出入銀行に貸しておるならば、なおさらこちらの郵政貯金などという零細なものを、年利わずか二厘ないし五厘ですよ、この今度の改訂では、その程度のものを切り捨ててなかつたって、六分五厘で貸すならば十分やつていけるということが一つ。いいですか。けれども、それは政府がやっているのじゃない、どこでだれがやっているかというところになれば、輸出入銀行の例をとれば、輸出金融のうち半分以上が船舶で、船舶のプラント輸出、それでもまだ民族資本が助かるというなら多少がまんでもできる。ところが、そうではなく、プラント輸出だから外国船主だけが助かって、日本の海運業者の方は割高な船を作る。外国の船主だけは日本のこの金利政策によつて安い船が手に入る、こういうことは、一体これは國務大臣として郵政大臣も来ておられるし、政務次官もおられるので、おかしいと思ひになります。その主計官の説明は、何も不当に安い金利で輸出入銀行に貸しているのではない。——そうであれば、六分五厘だから、何も二厘や五厘こちららは下げなくてもいいということになるでしょう、繰返し申し上げます。でも、どこももうけるものがない、結局輸出入銀行なんかへ行つて、

外国船主ばかりが助かる、そんなばりな金利政策がどこにありますかね。どうですか、この点は。政府側、どなたでもいいが……。

○説明員(吉田信邦君) これは私どもの立場といたしましては、郵便貯金、簡保、その他零細な預貯金を私どもも預かりしておりますので、そういう上から申しまして、私どもの方からお貸しする限りにおいては六分五厘という標準金利以下で貸し出すということは予定もしなければ、また実行もいたさないわけでございます。ただ、別な立場から、いわゆる輸出振興というよりな立場から、国際的な金利へさや寄せするということ意味で、輸出入銀行が國際的に活用し得るような金利にするために、別途産業投資特別会計から出資をいたしまして、従つて借りた金だけだつたら六分五厘以上にどうしても貸さなければならぬわけですが、別途産業投資特別会計からの出資等を合せて貸し出すことによつて、その程度の低金利の貸し出しを行なつておるつもりでございます。

○天田勝正君 これは結局、最後は小さい問題のようですけれども、事務当局と議論してもしょうがないのです、実際に。明日大蔵大臣も来ますし、きょう郵政大臣はもう時間が来たようだから、こつちも紳士的に約束を守らなければなりませんから、この程度にやめておきますけれども、きょうこれは、委員長、上げないでしよう。

○委員長(大竹平八郎君) 上げないです。

○天田勝正君 上げるのでなければ、次の別な機会に政府側もちゃんと用意をして来てもらいたい。お願いします。

○成瀬權治君 大臣に一言。時間です。ですから、一言だけ。今までのにかく赤字が出たことは事実です。そこで、今度六分五厘のものに大体預託の金利をする。そうして片一方の方では預金者の金利を下げる。これで、もう絶対に赤字は出ない見込みですか。それとも、まだどうも出そう、だ、こいう見込みなのか。そのところ、責任をもつて一つお答えを願つておきたいと思ひます。

○國務大臣(小倉義典君) ただいまの御質問はなかなか重大な問題で、私もそれは十分見通しをつけたのでありますが、法案の方からいいますと、郵便貯金の積立貯金の方は、お約束した通り、十年間は前の金利で二年を越えたものは払うというお約束もしております。ところで、六分五厘を預金部の方からいたしたくいたしまして、今度の利下げによりまして比較的低い貯金をいたしたわけなんです、そこで、大体三十三年度からはほとんどにいくという見通しをつけております。しかし、万一いかなかつたような場合には、今度は別の形で、前のような四百九十何億とかたまたまのような形でなく、一時の借入金という形でこの特別会計をまかなつていく、こいう計画でございます。

○委員長(大竹平八郎君) なお、質疑は後日に譲ります。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願ひます。

○委員長(大竹平八郎君) なお、日本

輸出入銀行副總裁舟山正吉君を参考人として、その発言を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天田勝正君 舟山さん、今私の質問、多分しさいの方は聞きになつておると思うのです。ですから、お聞きするわけですが、今年度も今までの同じように輸出金融については大よそこの比率で、そうしてこれらの貸されておるそれぞれの品目にお貸しになる、こいうことですか。つまり、言いますと、船舶五百四十五億、車両七十三億、以下こいう数字……。

○委員長(大竹平八郎君) 舟山参考人。

○参考人(舟山正吉君) 輸銀の輸出目録につきましては、予算をいたしたく関係もありまして、次の年度の輸出品目について、従来からの実績等を考へまして、ある程度の見込みはつけなければならぬ。そうしてそれに対して幾ら資金をいたしたくという計算をしておりますが、過去の例によりまして、これは輸出は相手があることでございますので、必ずしも見込み通りにいかぬということが相当ございます。また輸銀の輸出品目といたしましてはプラント類でございます、金額が張るものが多く、また投資等になりますと、資金の予測を上回るということもしばしばございますが、大体最も近い時期におきまして見込みを立てまして、それによりまして融資をしていく方針でやっております。

○天田勝正君 もう四月も間近ですが、その近い機会に検討されて、そして区分をするという時期はいつごろになりますか。

○参考人(舟山正吉君) 予算をいたした資料はやはり昨年の秋ごろからこしらえてきて、その後適宜補正はして参りますけれども、実施実施の時期とは半年くらいはズレがあるのだと思ひます。新年度に入りまして、それは新しい資金の需要によりまして、それに応じて融資をきめていくわけでございます。

○天田勝正君 まあ一月末の実績によれば、さつきもちょっと申し上げましたように、輸出金融一千四百六億のうち五百四十五億は船舶、その次が八十八億の繊維機械、その次が車両の七十三億、次が電気機械の七十一億、鉄鋼製品の六十六億、こういう順序になつていきますね。それで通信機械などはわずかに三億七千九百万円、こういうことですが、これが私は品目によつてそれぞれわれわれが考える重さというものが違ふのであつて、たとえば通信機械などあれば、保護的な金利で融資をいたしたとしても、特段日本の民族資本が圧迫されたり、外国資本だけが有利になる、こういうことはない。

私はいつもここで問題にいたしますのは船舶の問題で、船舶はプラント輸出ですから、外国資本の船主だけがこの低金利の恩恵を受けてしまつて、これに對抗する日本の海運業界の船主というものはプラント輸出ではない、自国で買うのでありますから、この低金利の恩恵にはあつても落さない。よつてその船舶はおそろしく高くなる。よつておまけにこういうものは償却は二十五年くらいでしよう、大い。多分まあそうなつていふと思う。副總裁の方でどう償却を計算されておるかかわりませんが、そういうことになる。そう

すると、二十五年間も、三分五厘なり六分ぐらゐの一般だから、九分ぐらゐに回りましようか。普通の船主の場合の金利は九分、おそろしく割だと思はる。片方が四分五厘だ。こういうことになれば、五分ないし六分というものが外国船主が得をして、日本の船主が割高の船を買う。そういういたしますと、二十五年もたつという事になれば、これは資金が全部輸出銀行でまかなわれるわけじゃないのだ、ないけれども、かりに全部輸出銀行の低金利でまかなわれるとするならば、二十五年ぐらゐたつと日本の船の方が大体三倍ぐらゐ高くつくという事になりますし、ませんか。どうなのか。

○参考人(舟山正吉君) 輸出船舶に關します金融と国内船舶建造との權衡の問題がしばしば問題になつておるのでございまして、輸銀の船舶金融は造船業者に対して金融するものでございまして、大体延べ払い、期間は七年程度になつております。ところが、輸銀の方の船舶融資の方は、期間はたしか十五年ぐらゐになつておると思ひますので、その点から見ても、船主の金利負担というものは、必ずしも銀行から出たままの金利で比較はできないと思ひます。その辺は非常に複雑な關係を生ずると思ひますが、輸銀といたしましては、船舶の輸出が従来外貨をすいぶんかせいで参りました。これにつ

きまして金利上の優遇を与えるという事は適切であらうと思ひまして、それはやつて参つたのでございまして、国内船舶建造との權衡の問題になりますと、ちよつと輸銀の手の及ばない点もあるかと考えます。

○天田勝正君 舟山さんは大蔵省にいら

た時分から答弁が上手だから、なかなかうまく答弁してゐるのですがね。けれども、私が指摘してゐるのは、片方は七年が期限で、開銀が十五年が期限といつたつて、次へ次へと借りかえてつながつていくんですよ。企業というものはその性質のものなんだ。ですから、五年であらうと十五年であらうと、その關係はないのだ、長期金利とすれば。そうすると、つまり私は外国船主と日本の船主とが、どうも金利負担において、それはプールのすればそうならぬだらうけれども、この金融に關する限りは五分ぐらゐの開きが出てしまふのじゃないか、金利負担について。そうすると、五分の開きという事

とになれば、その船が償却される全期間を讀んだ場合には、復利計算になりますから、どうしてもこっちの方がえらい倍以上の船を使つてゐるという結果になりますねかと思ひますが、そういうことになりませんか。どうなんでしょう。

○参考人(舟山正吉君) 輸銀から出します金の償還期限は延べ払い期限を七年と定めれば、必ずそれを履行さして参ります。期限延長というよりなことで、借りかえというよりなことはございせん。その点ははっきりいたしております。

それから、實際船主の金利負担になりますと、船主が自己資金をもつて調達するとか、あるいは銀行からの借入金をもつて調達するとかというふうな要素がからみ合ひまして、なかなか普通では幾らぐらゐの金利を払うかという計算は出て参らないのであります。が、開銀から出ます場合と、輸銀から出ます場合と、あまり金利負担に相違

はないような見方をいたして参ります。

○大矢正君 實は私は予算委員会であつたに來ていたことと思つてお願ひしていただけれども、あなた來られないのだけれども、予算委員会には法案がかつていないから、法案のかつていない方には額を出すけれども、法案のかからないところにはあまり額を出さうことじゃ困ります。予算委員会にも出てもらうべきは出てもらつて、はつきり答弁をしてもらわないと。あなたはずるくて、法案のないところにはさつぱり額を出さないで、法案のあるところには額を出すという事をしないで、今後は予算委員会にも額を出してお答えをしていただきたいと思います。

そこで、さつき私予算委員会の分科会で、具体的な問題は酒井さんを通じていろいろ話しましたけれども、輸出銀行として、これから日本の國は貿易の拡大をしなければならぬ、そういう意味においては、輸出金融というものの重要性というものは私も大いに認めますけれども、あなた輸出銀行の副總裁として、これからの輸出銀行の運営、あるいは考え方において、何らかの希望意見はないのか。將來の日本の輸出というものは伸びていくのだが、しかし、自分としては現在の内容ではどういふ点は改善する必要があるのではないかと、あるいは、そういうふうな意見がありませんか、副總裁として。

○参考人(舟山正吉君) 輸出入銀行の仕事は、法律にもうたつてございまして、通關、輸出入市場の開拓、確保、それから外國との經濟交流の促進というこ

とにあるのでございまして、この事柄の重要なことはあらためて申し上げるまでもございせん。ところが、輸出入銀行の融資をいたします対象になりますプラント類になりますと、船舶とかプラント類になりますと、各國との輸出競争が激烈でございまして、従つて、今の日本の金融状態におきましては、輸出金融に對しまして、あるいは量的に、あるいは質的に、補完をしなければならぬというわけでございます。そうしてそれが輸出入銀行の任務になつておるのでございまして、將來の希望は何かあるかというお尋ねに對しましては、まあ輸出銀行はこういうふうな使命を持つてゐるのであるから、今後いろいろ所得増進計画というふうな関連におきまして、あるいは各國との輸出競争に勝つためにも、ますます輸出銀行の機能を充實していただきたい。これは言いかえれば、資金を十分にちようだいしたい。それからまた、その融資の度合いにつきましても、實情に即して日本の輸出を援助するような方向に考えていくことについて御援助を得たいと、こういうことだろつと思ひます。

○大矢正君 まああなたは、政府の財政投融資の計画の中に、輸出入銀行に對する融資ないしは出資というものを大幅に増大をせよというものが、將來の輸出振興に對しては非常に重要な役割を果たすのだ、こういう話です。もちろん、私もある意味ではそれは認めますけれども、現状のような低金利で逆さやの状態を輸出入銀行がやつてゐる限りにおきましては、融資はもう成り立たないわけなんです。ですから、出資というものをどんどんやらなければな

らぬことになってきますね。輸出金融が安いでしょう、金利が。その安い輸出金利をどんどここれからもやろうとすれば、これはもう相当な国の出資をしなれば逆さやの解消にならないわけでしょう。ほかの公庫や何かのように、かりに資金運用部から六分なら六分、六分五厘なら六分五厘で金を借りてきて、それを九分で貸すと。その二分五厘ないし三分でもって経費として使うということであれば問題ないけれども、あなたのところで四分や四分五厘でもって金を貸せば、逆さやですか、毎年々々大幅な出資ですね、政府の出資がなければ金が貸せなくなるでしょう。そうした問題について将来どうしたらよいとあなたはお考えになりますか。

○参考人(舟山正吉君) プラント類の輸出は、世界的な傾向を見ますというのと、輸出から投資と申しますか、出資と申しますか、そちらの方に移っていく傾向がございます。しかし、それは融資では金利が低いから赤字になるといったような見地ではございませんので、各国の輸出競争が激化した結果、品物を渡しただけでは、その相手国が後進国であればあるだけ、これを運搬していく資金が足りない。従って、資金もつけてこの経済援助をしてくれと、こういう要望が強くなると、各国が競争してこれに際しておるということからして、単純なるプラント輸出よりも、プラント輸出に資金を加えたもの、あるいはさらに経営も加えた投資なり出資なりというものがふえる傾向にあるのでございます。まあ輸出銀行は輸出の助成機関でございしますから、金利について十分考えなければならぬ点ではもちろんでございますけれども、こういうような世界の大勢に出資も、さらに投資、出資というものがふえていくというふうなことは十分考えられるのでございますが、それに応じて金利等につきましても、むしろそういう事態に際しては、むしろ金利を引上げるべきであるとか、あるいは金利はむしろ下げて、政府の出資をふやすべきならもつとやしてやるべきであるという具体性が一つもないんだが、あなた方そういうことに對して、こうすればいいとか、こうすれば悪いとかというふうな要望はないのですか。何かあなたの話を聞いていると、具体性が一つもないのです、率直な話。

○参考人(舟山正吉君) 日本が輸出金融について、特に輸銀のようなるものをこしらえまして助成策を講じますことは、各国との競争の關係において、日本は金利が割高であるから、場合によっては政府資金を使って金利を安くすると、こういうことでございします。絶対にこの点だけを金利を上げ、この点だけを下げると、こういうふうな絶対的な目途というものはつきかねるのでございます。従って、とかく抽象的になるかもしれないけれども、また金利というのは世界の水準も変わって参る。ですから、そのときそのときに應じて具体策を立てるべきものであらうと思ひます。

○大矢正君 酒井さんね、年度別の輸出金融の内容を検討してみても、大体アメリカ―北米向け、あるいは南米、あるいは東南アジア、ヨーロッパ、こういう各国に、各地域に対する輸出金融があると思うのですが、大体比率からいってどのくらいの比率になっておるのですか、大別してみると。

○委員長(大竹平八郎君) 日本輸出入銀行理事酒井俊彦君を参考人として、発言を求めることに御異議ございませぬか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(大竹平八郎君) 酒井参考人。

○参考人(酒井俊彦君) 最近一月のもので申し上げますと、総体の貸し出しに對する地域別の貸し出しの割合でございしますが、東南アジアが三〇%でございします。それから中南米、これが二一%、それからアフリカが一六%、二、二、それからアフリカが一六%、五、このアフリカにはリベリア籍の船もございします。それからあと極東地域が二・八、中近東が七・八、北米が九・五、それから大洋州、オーストラリア、ニュージーランドが、これが〇・一、そんな割合になっております。大体の傾向といたしましては、東南アジア、中南米が非常に大きい。これは今まで、昨年の状況から見しても、こういうふうになっております。

○大矢正君 私は、予算委員会の分科会でも酒井さんに質問しましたね、一

つの企業に對して百億以上の金を貸すということとは、本来おかしいのじゃないかと。たとえばアラスカ・バルブは、二十五億圓しか資本金がないのに、百十八億の貸付残高がある。三菱造船は、百億圓の資本金に對して、これもまた百億をこえる貸付残高がある。浦賀船渠に對しては、四十億の資本金しかないのに、これも百十億の貸付残高がある。これはもちろん協調融資であるから、それだけの資産があるのだからおかまわれないじゃないかというならば、話は別だけれども、一つの会社に對して百億も百十億も金を貸す。資本金の二倍も三倍も金を貸すという姿はおかしいのじゃないかということを、さつき予算分科会で具体的に私は酒井さんに質問したのですが、これは一体、舟山さん、限度をどのくらいに考えておられますか。貸付残高の最高限度は、大体今の情勢から見ても、今の資金量から見て、どの程度が限度だというふうにお考えになっておりますか。これはもう、私さつきも質問したのですが、業務方法書や、あるいは法律等からいって、何億までしか金を貸せないという法律や業務方法書がない限り、三百億一つの会社に貸そうと、五百億一つの会社に貸そうと、あなたの方の裁量次第で、資産があるから金を幾らでも貸すことができる。資産があるから金を貸すというだけではいけないのじゃないか。やはり一つの企業に對してはおおのずから限度を持って貸し出すべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○参考人(舟山正吉君) 輸出入銀行の融資先は、一つの企業に對してある程度まとまった金額が出ていますことは御指摘の通りで、またこの点は予

算分科会におきまして私の銀行からお答え申し上げたところでございますが、まあその金額のかさみやす理由といたしましては、一つはアラスカ・バルブのような投資というふうなことになるかと、これはなるほどアラスカ・バルブという一つの企業でございしますけれども、これは日本の化繊繊維の確保という意味から申しまして、業界の方が資金を持ち寄りまして会社をこしらえている。従って、形は一つの会社を助けているように見えるかもしれませんが、これはこのまとまった業界のためのものであると考えなければならぬかと存じます。それから、造船会社につきましても、金額が相当累積しているのをごさいますけれども、これは船が大規模化するに伴いまして融資額というものが相当大口になっている。過去四、五年の間、日本の造船界が非常に輸出活況を見ました結果、これだけ貸付残高がふくらんでいるのでございします。これは扱ひ商品と申しますか、その性質上ある程度金額がまとまるのでございします。その他のものにつきましても、プラント類の輸出は単位が大きいので、従ってまた輸出競争いたします貿易商社にいたしまして、これは世界的に有力であり、かつ著名な会社でないと対外競争上なかなか勝つていけないので、どうしても仕事がそこに集中するということになるのをごさいます。ある程度やむを得ない現象ではないかと。まあ、しかし、こういうことによりまして、結局外貨をかせいでいるのだというふうに考えているのでございします。

そこで、次に、何か一つの企業につ

いて融資限度でも考えているかというお尋ねに對しましては、まあ国内の普通の金融機関につきましては、それぞの監督法規におきまして、自己資本の何倍といったような限度の例はあるのでございまして、これは一方において預金等を預かる、それを貸すのであるから、その資金運用の安全性というものを考えるわけでございしますが、まあ輸出入銀行につきましては、そういうふうに、ただいま申しましたように、まあ金額がどうしてもかさむというところはやむを得ない事情もございしますので、あまりに一つの企業体について金額がかさむことは避けていきたいと思ひますけれども、まあ現在程度のことでありましたら、これはもうやむを得ないのじゃないかと考えております。今法規的に、あるいは運用の上におきまして、どのくらいで押えるかというところは、ただいまのところ考えておりません。

○大矢正君 あなた今、考えていないと、こうおっしゃるのですけれどもね。そうすると、資産さえあれば幾らでも金出しますか、その会社に。現状です。二百億でも三百億でも出すのですか。全然めどがないのですか。大体、しかし今の状態の中では、一つの会社に貸し出す金額というものはこの程度だと、一つの会社に投資する金額はこの程度だという大よそのめどというものがなければならぬでしう。全然ないのですか。しかも、申し込みをした場合には、それはすべて一〇〇%でしう、貸し出しは。たとえ中小企業金融公庫だなどというところでは、必ず何割です、歩どまりが。ところが、申し込みに對して一〇〇%貸すのでしう。もちろん、資産の裏づけがあるところ。資産の裏づけのないところは、金の申し込みも何もありませんから。先ほど酒井さんにも聞きましたけれども、それは比率の取り方にも問題がありますけれども、大体申し込んだものには貸しますと。そうすると、一〇〇%でしう。その一〇〇%貸すのに、どの程度の限度というものを全然持たないで金を貸すということはないじゃないですか。

○参考人(舟山正吉君) この一つの企業体に対しては貸付額を制限するかどうかという問題につきましては、ただいまの程度でありますれば、まあ差しつかえないものと考えております。法的に、あるいは内規的に最高限度をきめておりません。また、この輸出全体がふえて参りますれば輸銀の資金もふえて参りますので、まあ一つの企業体に著しく片寄るといったようなことも總体的には緩和していくのじゃないかと考える次第でございします。

それから、借りる申し込みは一〇〇%貸すんじゃないかというお尋ねに對しましては、これは厳密に審査をいたしまして必要限度に貸すことになっております。まあ手続の上におきまして、内談の段階におきまして相当指導いたしますので、表面的に借りる申し込み額となつて参りました金額と、実際の融資額とは、比較的近いものがあるかもしれませんけれども、その以前におきまして相当しほつております。

○成瀬權治君 舟山さんにちょっと伺ひますけれども、まあ貿易の自由化ですね、あるいはIMFの総会で大体八条に移行勧告をされることになつて

ていますね。これからますますあなたの方は忙しくなつて、大事なところだと思ひますので、そこで大きく輸銀としての施策ですね、政策と申しますか、そういうことについて十分お考へになつておると思ひますが、そういふようなことは内閣できめることだと、これだけで済まされないで、輸銀自体として私は受け入れられる今般勢を整えておるんだらうし、そういう政策ももちろんあると思ひますが、その辺のところ、一つ参考にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(舟山正吉君) その各輸出奨励につきましては、それぞれ政府が援助的な政策をとつておるのでございまして、特に日本の企業が戦後復興したとはいへ、資本の蓄積等が足りない。外国であれば自己資本で十分なる競争をなし得る場合にも、日本はそれがなし得ないという、いわゆる底の浅い経済のものにおいて、個々の企業体の底も浅いのでございします。その面は輸銀がカバーして援助していかなければならぬと考へておるのでございします。それから、具体的に何を考へておるかという点は、御質問の点もはつきりいたしませんので、重ねておつしやうたいと思ひます。

○成瀬權治君 実は時間も迫つておりますし、まだ天田さんの質問もあるように、承ろうとすれば、どうもないようにも受け取れますから、それはそれとしまして、もう一つのお尋ねしておきたい点は、貸付残が大体一千三百七億あるようです。そのうちにいわゆる四分の金利で貸し出されておる残が一

千四百六億のようです。しかも、その貸付になつておみえになる会社はどこであるかということについては——残がどのくらいあるかということについての資料は出してない、こゝういふお話をすけれども、それは資料も出ておらないわけですが、大体僕らが想像と申しますか、あるいはほかの面から見ますと、大体四、五十社に貸し出されておると見て差しつかえないんじゃないかと思ひます。とにかく中小企業の人たちでは考へる及ばないような大体額になるんです、平均で見れば。あるいは先ほど大矢委員が指摘したように、一社に對して資本金から見まして莫大な金が貸されておるわけですが、その金利は何かと申すと、四分じゃなく、六分のもの、投資の思惑から七分になつておるもの、あるいは六分五厘の金利もありますとおつしやるかもしれませんけれども、片一方では非常に利潤を追求しておつてもうかつておるんじゃないか。一つは国策上必要であるということも私たちにわかつてます。しかし、片一方では、そういう低利資金を受けておつたものが、非常にその会社というものは恩恵を受けておるんじゃないか、もうけておるんじゃないかという点の疑惑は持たれておると、片一方では思われ

る。そこで、ただいま大矢委員から指摘されたような問題もあるかと存じますが、どうしたつて、四分の金利で、片一方では受当りないかという意見もあるかもしれませんけれども、この金利を若干でも引き上げるといふような考へえはないのかどうか、そういう点についてお答え願ひたいと思ひます。

○参考人(舟山正吉君) 現在の輸出入銀行の貸し出し中に、四分という金利

をつけておるものが相当大きな部分を占めておることは事実でございします。この取り扱ひをどうするかということについては、ただいま申し上げたいと思ひますが、その前に、輸出金融といつておりますが、船舶なりプラント額を輸出する場合にこの四分という金利を適用しておりますが、これは私どもでもまた本件主義といつております、一つの注文がございしたときにそれだけの金繰りとは別に、その物件、一体となつておる物件を製造し輸出するた

めの金融といふことをやつておるのでございまして、それに対して四分という金利を出しておる。もつとも、輸銀からこの四分で出るのでございまして、そのほかに市中銀行が市中の利率で協調融資をいたしますから、業者の實際は利息金利というものは高くな

る、五分前後になるのでございします。が、そういう行き方ではございします、どの会社に対して四分でたくさん出しておるといふことではございしませんで、つまり輸出を扱つておるものが多い会社には、結果として四分の金が多くなり行くといふことになるのでございまして、金の出し方はあくまで一つ一つの物件、この単位となつております輸出案件、これを単位に金融するわけでありまして、その結果として、輸出そのものの輸出価格がまあ国際競争にたえ得るものになる、こゝういふこと

でございします。 お話を伺つておりますと、特定の会社に四分の金を、特に一般金融にも使ふような意味合いを持ちまして、低利の金を出しておるといふふうにもとれるのでありますが、そういうことで

はないことを御了承願いたいと存じます。この四分という金利は、ある程度前から輸出振興の必要上、輸銀がとつてきた金利でございますが、最近の情勢にかんがみまして、少し上げるべきであるという結論に達しまして、ただその度合いなり、あるいはその実施の時期なりについて、ただいま検討しておるような次第でございます。

○成瀬幡治君 私、資料が正確かどうか知りませんが、貸付残千三百七億のうちで千四十億というのは、大体八割以上四分の金利なんです。そこで、今お聞きしますと、四分の金利を少し上げようじゃないか、ただし実施あるいはどのくらいの度合いにするかということは別途だ、こうおっしゃるが、これは最終的にはどういう形でしょう、あるいは格好でおきめになるのか。あなたの方だけでほんとにおきめにしますか。いろいろな全体の金利とにらみ合わせておやりになるのか。ただ単に、四分という金利が少し低く過ぎるのだから、これを上げるんだという態度で出ておみえになるのか。日本全体の金利政策から考えてからの結論になるのか。

○参考人(舟山正吉君) 輸出入銀行の金利を決定する要素としては、いろいろのことを考えなければならぬのであります。一つには、先ほどお話しも出しましたように、輸銀の経理が赤字になつてはいけないといったような点も考えるべき重大な点であらうと思ひます。しかしまた、輸銀の資金は市中の資金と一緒に協調融資として適用されるのでありますから、市中銀行の取る利率、すなわち市中利率というものの動向ということもあわせて考えなければならぬと思ひます。

ばならないと思ひます。この点につきましては、近く市中の貸し出し利率も下がるのでございますから、まあそれに応じて輸銀の金利を考え直しても、非常に金利が高騰したということがないことも考えられる次第でございます。それから、まあ世界各國が大体輸出に對してどのくらいの金利を適用しておるかということも、一つのめどとなると思ひます。それから、協調融資に關連したものでありますから、協調融資比率という問題、これは現在では、船舶等につきましては輸銀の資金に對して市中の資金二を融資しておるのでありますけれども、この比率を変えますれば金利に響いて参る、実効金利に響いて参るのであります。資金の不足を告げられております日本の現状におきましては、この比率は変えるべきものではないというふうに一応考えられますが、それらもなおあわせて考える必要がある。そのように考えるべき要素はいろいろあるのございまして、ことにアメリカあたりがドル防衛のためにどういう措置をとるかといったようなことも十分にらみ合せて考えなければならぬことであらうと考えております。

○成瀬幡治君 協調融資する場合、あなた、今船舶に對して大体四対一の比率だ……。

○参考人(舟山正吉君) 八対二です。

○成瀬幡治君 逆にいえば四対一になるわけですか。こういふようなことは、船舶はそれでよろしいですが、あとのプラント的なもの、いろいろなものがあるのですが、それは業務方法書の中に明記されているのか。あなたの方に、何というのですか、そのときどきに

よつておきめになつてゐるのか、どうでしょうか。

○参考人(舟山正吉君) 業務方法書に原則が定められております。それに對しまして、ある時期ある時期に一定の利率をきめまして、それをきめた以上は、ある品目については共通に適用してあります。

○大矢正君 今の成瀬さんの質問に對して、あなたの答弁はちよつとわからないうのが、私はこういふふうな解釈するんだ。八対二とか七対三とかいうことは、あなたの方の自由裁量でしょう。最終的にはこれは何も縛られるものはない、あなたの方はあなたの方の判断で、八まで貸して二は協調融資、九まで貸して一は協調融資、こういふふうにきめるといふことはあなたの方の自由裁量でしょう、そうじゃないのですか。

○参考人(舟山正吉君) 業務方法書に一応の基準が示してございます。それを時期に応じてきめざるか、私の方が市中の資金状況等も勘案してきめざるか。

○大矢正君 業務方法書というものは、どういふふうに書いてあるのですか。

○参考人(酒井俊彦君) 私、かつて読みましてよろしくございませうか……これは業務方法書の第二章第七条というところにあります。その一、二、三、四、五、六とありまして、その四番に「銀行との協調融資の貸付割合」といふ項がございまして、「イ、協調融資の総額に對し、本銀行の貸付金額が七割をこえない割合とする。ロ、輸出入市場の開拓又は確保のため特に緊要と認められる場合においては、貸付金の償還期限その他の事由を勘案してイに規定する貸付割合を増加することが

できる。」、かように原則を書いてあります。

○大矢正君 必ずかしこいことを言わないうで、簡潔に結論を要約すると、どういふことになるのですか、今のあなたの答弁は。何かものを読まれたけれど、僕はあまり頭がよくないから、読まれただけではわからない。要約するとどういふことになるのですか。

○参考人(酒井俊彦君) 私、原則だけ業務方法書に規定してあるという副總裁の御答弁でございしたので、どういふことを書いてあるかというお尋ねでございまして、それをただ読んだだけでございまして、原則は、協調比率は七割とするけれども、しかし必要な場合にはこれを変えてよろしい。要するに原則を書いてある、あとは実情に沿つてやるということでございます。

○大矢正君 そうすると、協調融資の限度は、輸銀が七割で協調の分は三割だというのが原則だけれども、現状はその逆に、もっと輸銀の方をふやして八にして、他に市中銀行の融資を二にしている、こういうことですか。

○参考人(舟山正吉君) ただいまのお話の通りでございます。七割は原則であるが、過去においては六割まで下がった例もございまして、しかし、ただいまは八割になつてゐる、輸出金融につきましては八になつてゐるということでございます。

たしますが、協調融資を市中銀行がやる場合に、金利というのは、大体年利にするのとどのくらいになるのですか。

○参考人(酒井俊彦君) 私からお答え申し上げますが、大抵市中の貸し出し金利は日歩でやっておりますが、これを換算いたしますと、大体八分五厘程度というのが中心であらうと思ひます。八分五厘から、非常に長いものになりますとあるいは九分というものも出て参りますけれども……。

○大矢正君 輸出だけですね。

○参考人(酒井俊彦君) 私の方の金融協調しております銀行の貸し出し利率でございます。

○大矢正君 これは八分五厘とあなたはおっしゃるけれども、九分以下の市中銀行の金利なんというものはそうないですね。かりに九分にする、四分の金利と九分の金利の差は五分です。年五厘違ふ。そうすると、百億に對する年五厘というのとは一体どのくらいになりますか。かりに三菱造船の百十何億、アラスカ・パルプの百十何億、浦賀船渠の百十何億とかいふふうには、大口の貸付残高を持つてゐるのだから、これを年九分にするのと年四分にするのと五分違ふから、一年間総合したらどのくらい金利の違ひが出てきますか、一つの会社で。

○参考人(酒井俊彦君) これを全額船を、輸出入銀行で貸したといたしますれば、差額は五分でございますから、答えは簡単であります。五厘ということになりました。しかしわれわれの貸しておりますのは、市中と協調しておりますから、二割の部分は九分、八割の部分は四分といたしますと、大体五厘、こういふことになりました。な

いうことなので、これに対するものすごい税金がかからなければならぬ。アラスカにその資産がみんなあるのであれば、向こうの税法は知りませんけれども、やはりアメリカといえども、それだけの膨大な利益がもしあれば、これは大へんなやはり向こうでも税金がかかっているかならない。だから、数年間に資産内容が充実したということ自体が、そもそもおか

しいということになりはしませんか。
○参考人(舟山正吉君) アラスカ・パ
ルプの現状につきましては、これまで
出資なりあるいは輸銀からの借り入れ
によります資金を、現地において工場
建設に使って、金額に見合うだけの施
設ができたということでございますし
て、まだ収益は生んでおりませんか
ら、従って、課税の対象にもなりません
し、またその含み益を云々する域に
も達しておらないのではないと思ひ
ます。

○天田勝正君 私は、できたばかり
の、しかも国家的な会社である限り
は、今の答弁の方がほんとうだろうと
思う。そうすると、何をめどに貸した
か。借金があるから、その借金で資産
ができたから、それをまた借金の基礎
にできると、こういうことだったら、
ものはもう際限がないと思ひますの
です。それにもかかわらず、さつき舟
山さんのおっしゃるには、この程度は差
しつかえないと判断して貸しました
と、こういうお話ですが、その程度は
差しつかえないというのは、具体的に
はどういうことを意味するのですか。
至って僕ら不安だという気がするの
ですが、どういふものですか。

○参考人(舟山正吉君) アラスカ・パ
ルプの例につきましましては、現在百億
ちよつとこえたところの貸し出しをし
ておりますけれども、その程度は、輸銀
の貸し出しとしまして、一つの会社に
大きく片寄つておるといふことはい
じやないかという意味でございます。

○天田勝正君 私が聞きしているの
は、輸出入銀行全体の貸し出しのう
ち、一会社にその程度はい、パラン
ス上そうだといつても、アラスカ・パ

ルプというその会社自体は、二十億し
か資本金はないのでしょ。だから、
普通の状態なら——利潤を隠せば別で
すけれども、今の答弁によると、利潤
はあがつておらない。だから、資産は
二十億あつてしかるべきなんです。こ
とによれば、利益があがれば、人件費
などに払ふといふこともあり得るの
ですから、むしろ資本金よりも以下しか
資産はないといふことだつて大いにあ
り得るのです。それでも、二十億あ
るから二十億貸したといふのなら、話
はわかるのです。ところが、二十億の
ものに六倍貸したと、ここにわからな
くなる。その程度は当然だとおっしゃ
るけれども、その当然といふのは、今
お聞きしてみると、輸銀としてパラン
ス上一社にそのくらい貸したつて大し
たことではないのだと、こういうおっ
しゃり方なんだから、アラスカ・パ
ルプというその会社自体の業績からい
え、どう考えても不当のように考えら
れるけれども、あなたはそう考えませ
んかね。どうですか。

○参考人(舟山正吉君) アラスカ・パ
ルプの事業につきましましては、その設立
の当時、これは国策として必要な事業
であると、従つて国としても何分の援
助をするという閣議了解があつたわけ
でございます。それから、市一般の私企業
が海外に進出するといつたような場合
とはいささか趣きの異なる点があつて
も、これはやむを得ないことかと思ひ
ます。

○天田勝正君 そうすると、結局その
融資の妥当性という根拠は、ついつい
答弁では聞かれないわけなんだが、た
だ最後には、閣議決定があるからこれ

はまあ一般の常識とは別だといふふ
うに私には聞こえるのですが、そうす
ると、結局、この融資をする場合に、政
府側から何かあなたの方に注文がつけ
られるわけですか。その点はどうなん
ですか。

○参考人(舟山正吉君) 閣議了解等に
おきまして、大体その案件が国の政策
上重要であるといつたようなお墨付は
与えられることはあるのでございま
すけれども、個々の条件につきまして
は、輸銀の裁量できめていくことに
なつております。

○天田勝正君 そうすると、まあこれ
はあなたに質問するといふことがどう
も妥当かどうか知りませんけれども、
われわれが考えるところ、日本の業界が必
要とする資金であるけれども、それで
ないといふ原材料が供給できませんから、
必要な産業であるけれども、業者全体
とすれば百四十億の金が要る、ところ
が、業界はそんな危険負担をするのは
いやだから、とりあえず二十億とい
ふことにしておいて、結局政府から融資
という格好で百十八億出さして、危険
の場合には六分の一しか業界は負担し
ない、と、こういうふうに私は了解せざ
るを得なくなつてくるし、それでは業
界が株式という形で資金を調達すれ
ば、これはとても、配当だつて一割二
分くらい出すでしよから、それでは
どうも利益率が工合が悪いといふこと
で、政府のやつたら、これは七割で
か——四・五割以上と書いてあるが、
具体的には七割でしよ。

○参考人(舟山正吉君) 四・五割で
す。

○天田勝正君 それでは、なおさら大
へんだ。ここでは七割通常と書いてあ

るけれども、どつちかなあと思つたの
だけれども、四・五割ですか。そうす
ると、資金調達の道が二つある。借入
金でやるという場合、株式という場
合、そのほかに社債等もあるけれど
も、社債だつて借入金ですから、借入
金と株式という場合があるが、株式で
調達すれば二割二分かかる、普通の借
入金にすれば七分五厘かかる、政府の
税金による資金からすれば四分五厘だ
と。それでは四分五厘の方がよいと考
える方が当然だと思ひます。私は
そう解釈するが、結局そういうこと
ではないのですか。

○参考人(舟山正吉君) 私がこれまで
お答え申し上げましたことは、このア
ラスカ・パルプの出資と借入金との比
率が世間の例と違つていないかとい
ふ、と、こゝろで、これは特殊案件で
あるから変わつてゐるのだといふこと
を申し上げたのでございまして、ただ
いまおっしゃいました危険負担の点に
なりますと、実は輸銀からの融資の分
につきましても、化纖メーカーは保証
しておるのでございまして、それです
から、最後に損失が出た場合はかぶ
るので、それは業者に融資しておる場
合と変わるところはないのでございま
す。ただ、特殊の案件でございませ
ん。補助金の集め方は民間の事情等も
考へて必要な程度にとどめておりま
す。あとは輸銀からの融資をしてお
るのであります。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をとめ
て。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ
て。
なお、質疑は後日に譲りまして、本

日はこれにて散会いたします。
午後五時十四分散会
三月二十三日日本委員会に左の案件を付
託された。
一、地方道路税法の一部を改正する
法律案(予備審査のための付託は
二月十五日)
一、物品税法等の一部を改正する法
律案(予備審査のための付託は三
月九日)
一、郵便貯金特別会計法の一部を改
正する法律案(予備審査のための
付託は二月二十八日)

三月二十四日本委員会に左の案件を付
託された。
一、資金運用部資金法の一部を改正
する法律案(予備審査のための付
託は三月一日)